

令和4年第3回長与町議会定例会産業文教常任委員会会議録（第3日目）

本日の会議 令和4年9月14日
招集場所 長与町議会第1委員会室

出席委員

| | | | |
|------|-------|-------|-------|
| 委員 長 | 河野 龍二 | 副委員 長 | 八木 亮三 |
| 委員 | 西田 健 | 委員 | 浦川 圭一 |
| 委員 | 中村 美穂 | 委員 | 竹中 悟 |

欠席委員

なし

職務のため出席した者

| | | | |
|-------|--------|-----|--------|
| 議事課 長 | 福本 美也子 | 係 長 | 江口 美和子 |
|-------|--------|-----|--------|

説明のため出席した者

建設産業部長 山口 新吾
(土木管理課)

| | | | |
|------|-------|------|-------|
| 課 長 | 山崎 禎三 | 課長補佐 | 田中 廣幸 |
| 課長補佐 | 久原 和彦 | 係 長 | 伊藤 央 |
| 主 査 | 川田 陽介 | | |

(都市計画課)

| | | | |
|------|-------|------|-------|
| 課 長 | 前田 将範 | 課長補佐 | 中嶋 敏純 |
| 課長補佐 | 山本 公司 | 主 査 | 吉村 尚倫 |
| 主 任 | 久保 竜太 | | |

(産業振興課)

| | | | |
|-----|------|------|-------|
| 課 長 | 荒木 隆 | 課長補佐 | 畑中 隆徳 |
| 係 長 | 山口 亮 | 係 長 | 島 典明 |
| 主 査 | 藤野 亮 | | |

本日の委員会に付した案件

議案第49号 令和3年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について

開 会 9時27分

閉 会 15時06分

○委員長（河野龍二委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の産業文教常任委員会を開会いたします。

本会議におきまして本常任委員会に付託を受けました議案第49号令和3年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について、産業文教常任委員会所管分の、本日は建設産業部の所管を議題といたします。まず初めに、産業振興課から進めていきます。本案について提案理由の説明を求めます。

荒木課長。

○産業振興課長（荒木隆君）

皆さんおはようございます。それでは議案第49号令和3年度長与町一般会計歳入歳出決算の産業振興課分について御説明を申し上げます。事項別明細の方で御説明を申し上げたいと思います。まず歳入です。18、19ページをお開きください。2款地方譲与税3項1目1節森林環境譲与税は国からの譲与税で、森林管理制度等の事業へ充当するものでございます。続いて24、25ページをお開きください。12款分担金及び負担金2項1目1節農地災害復旧費地元分担金は、令和2年度8月の豪雨災害に係る受益者負担金でございます。続いて30、31ページをお開きください。14款国庫支出金2項1目2節の地方創生テレワーク交付金は、地方でのサテライトオフィスの開設支援、東京一極集中の是正、コロナ禍における新しい働き方、テレワークの推進を図ることを目的に創設されたもので、本町では民間事業者のサテライトオフィス開設に対する補助金に充当しております。続いて34、35ページをお開きください。15款県支出金1項3目1節農業費負担金は、中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金の国、県交付分で、町負担分も合わせまして活動組織等へ交付されるものでございます。次の36、37ページ、同じく15款2項4目1節農業費補助金は、1行目の農業委員会交付金、2行目の農地利用最適化交付金、6行目の農地集積・集約化対策費補助金を除いた項目が産業振興課所管分でございます。いずれも農業振興費に充当する県の補助金でございます。同じくその下です。15款2項4目2節林業費補助金のながさき森林づくり担い手対策事業補助金は、南部森林組合の職員の福利厚生費補助金に対する県補助分でございます。同じくふるさとの森林づくり事業補助金は、長崎森林環境税の事業の1つである長崎森林環境保全事業の取り組みとして、長与北小と高田小が取り組んだ森林体験学習に対する県からの補助金でございます。同じページのその下です。15款2項5目1節商工費補助金の2段目、長崎県事業継続支援給付事業補助金は新型コロナウイルス感染症に伴う経済対策として、行動自粛等により影響を受けた飲食店や、前年の売り上げと比較し一定の売り上げ減少があった事業所等への支援に係る県の補助金でございます。また、長崎県新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金補助金は、県の飲食店への時短要請に伴う協力金の9割分と事務費分でございます。次に38、39ページになります。一番上です。15款2項9目1節農林水産施設災害復旧費補助金は、令和2年度に発生した農道

1件、農地3件分の災害復旧工事費用における補助金でございます。同じく15款3項3目1節保健衛生費委託金のうち、2行目の市町村権限移譲等交付金（鳥獣捕獲）、4目1節農業費委託金、それから5目1節商工費委託金が産業振興課所管分でございます。次の40、41ページをお開きください。16款1項2目1節利子及び配当金は、下から2つ、森林環境譲与税基金運用収入と長崎南部森林組合出資配当金が産業振興課所管分でございます。続きまして46、47ページをお開きください。20款3項1目1節貸付金元利収入は、1行目の小規模企業振興資金預託金元利回収金と3行目の小規模企業創業支援資金預託金元利回収金で、町内4銀行に預託を行ってありました預託金の回収金となっております。同じく5項1目1節雑入の上から3行目、ふれあい農園使用料は、貸し出し数272区画分のふれあい農園使用料、上から9行目火災保険料のうち6,789円が直売所まんてん分でございます。それから次の48、49ページの上から15行目になりますが、長崎県市町村振興協会地域活性化支援事業助成金のうち58万9,855円がイルミネーションの点灯など、町のPR事業に対する助成金となっております。それから下から10行目、海フェスタ大村湾体験事業漁協負担金は、海フェスタ大村湾体験事業として実施した、かご漁体験等における大村湾漁協の負担分でございます。以上が歳入となります。

続きまして歳出、56、57ページをお開きください。2款総務費1項1目一般管理費でございます。8節旅費の普通旅費27万7,510円のうち、2,300円、それから10節需用費の印刷製本費28万7,100円のうち、27万8,300円、それから次のページの1番上になりますが、長与シーサイドマルシェ補助金が特産品PR事業に係るものでございまして、長与ガイドマップ作成などの経費でございます。次に74、75ページをお開きください。2款2項1目税務総務費10節需用費、消耗品費のうち3,160万8,104円と印刷製本費、それから11節役務費、12節委託料がふるさと長与応援寄附金の経費でございます。本日お配りしております別添資料も合わせて御参照いただければと思います。消耗品費につきましてはふるさと納税の返礼品など、印刷製本費は受領証明書等を送付する際の封筒を作成しております。役務費については返礼品などの送料、ポータルサイトの利用料など。委託料はサイト運営等に係る委託料でございます。これらは令和3年度のふるさと納税受付分5,713件、額が1億2,345万1,325円に伴うもので、別添の資料の方にはサイトごとの内訳ですとか返礼品の品数なども併せて掲載をしております。次に128、129ページをお開きください。5款1項3目労働諸費でございます。主なものとしたしまして、18節が、長与・時津シルバー人材センターへの運営補助金でございます。令和4年3月末の会員数が390人、うち長与町民が284人、高齢者の就業機会確保や生きがいづくりに一定寄与しているものと考えております。次に130、131ページをお開きください。6款1項2目農業総務費です。1節から4節までは職員9名分と会計年度任用職員1名分の人件費でございます。このほか実行組合長報償費や溜池管理謝礼など、農業総務に係る経費となっております。次に13

2、133ページをお開きください。同じく6款1項3目農業振興費でございます。1節報酬は農業振興協議会など各種審議会等の委員報酬と会計年度任用職員1名分の報酬でございます。12節委託料の1行目、有害鳥獣捕獲業務委託料は有害鳥獣の駆除について、中彼猟友会長与支部へ1年間を通して捕獲業務を委託しております。捕獲数はイノシシ122頭、アナグマなどの動物が48頭でございます。同じく3行目の農村地域防災減災事業設計業務委託は、七葉迫ため池の劣化状況評価でございます。4行目の基盤整備事業業務委託料は、岡中央地区の基盤整備地内の換地等に係る調整業務でございます。14節工事請負費の農道等補修工事費は、農道、水路の補修工事など合計10件に係るものでございます。18節負担金、補助及び交付金の主なものといたしましては、次の134、135ページ、2行目と3行目、各土地改良区への元利償還補助金で、償還期間は長与木場地区が令和7年度まで、長与岡北地区が令和8年度までとなっております。6行目のブランド商品生産対策事業補助金は、温州ミカンの品質向上対策によるマルチ被覆資材、成長調整剤等の購入に対する補助と、それらの処分費に係る補助となります。2つ下の畑作物拡大事業補助金は、直売所向けの野菜や花の苗、種子、畑のトンネル栽培用の資材に対する補助でございます。1つ下の優良品種更新事業補助金は、柑橘部会98名へみかんの優良苗木5,997本などの購入費について補助を行っております。2つ下の長与町有害鳥獣被害防止対策事業補助金は、有害鳥獣による農作物の被害防止対策として、ワイヤーメッシュ柵4,584メートル、電気柵218メートルの整備27件のほか、有害鳥獣捕獲報償金として補助を行っております。4つ下の中山間地域等直接支払交付金は、県内の農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に面積に応じて国、県、町より交付するもので、4地区74戸、田畑を合わせて99.4ヘクタールに対するものでございます。2つ下の農村地域防災減災事業負担金は、県営で進めていただいている藤の棟ため池整備事業の町負担金でございます。令和3年度は堤体工事を行っております。1つ下の基盤整備事業負担金は、県営事業で行っております岡中央地区における基盤整備事業について、用水試験事業計画策定に係る町の負担金でございます。一番下の水利施設等保全高度化事業補助金は、木場土地改良区における1号ファームボンドの機能保全計画策定業務に対する補助でございます。次に4目畜産業費になります。8節旅費、18節負担金、補助及び交付金など、経常経費となっております。続きまして136、137ページをお開きください。6款2項1目林業総務費でございます。主なものといたしまして、委託料の森林経営管理制度実施業務委託は森林経営管理制度に伴う森林の現地調査につきまして、長崎南部森林組合長崎支所へ業務委託を行っております。保安林管理委託料は、堂崎地区保安林の伐採業務でございます。20節貸付金の林業開発促進資金貸付金は、長崎県林業公社の事業運営において木材需要や価格の低迷等に対する財源の安定確保を図るため、県9割、町1割で林業公社へ資金を貸し付けるものでございます。24節積立金は、森林環境譲与税と基金運用収入の合計から、森林経営管理制度実施業務委託への充当分を差し引いた339万8,852円を基金へ積み立てております。続きまして次のペー

ジです。1目水産振興費でございます。18節5行目の海フェスタ大村湾体験事業負担金は、日本財団の助成金事業、海と日本PROJECTの町負担金でございます。大村湾漁協を中心とした活動で、大村湾の環境や生物について知ってもらうための親子を対象とした、かご漁体験のほか、魚のすむ環境づくりを目的に稚魚の放流及び藻場の再生事業を実施いたしました。次に、7款1項1目商工振興費について主なものを御説明いたします。7節報償費、長与町新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金は、8月から3月までの間に県から断続して発せられた営業時間短縮要請に御協力いただいた飲食店に対する協力金でございます。5度にわたる要請期間の延べ申請件数は270件でございます。8節旅費の普通旅費のうち6,910円、それから10節需用費の消耗品費のうち193万5,640円、それから印刷製本費、電気使用料、それと11節が産業振興課所管分でございます。12節委託料の1行目、商店街活性化委託料は中央商店街のにぎわい創出としまして、八反田公園、長与中央橋の2か所にイルミネーションを設置し、点灯を行っております。2つ下の長与町事業継続支援金業務委託料は、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う時短営業や自粛により影響があった事業者への支援金について、受付業務を西そのぎ商工会長与支所へ委託したものでございます。18節負担金、補助及び交付金は、例年実施をしております事業者の資金借入に伴う利子補給や町内商工業の振興を目的とした西そのぎ商工会への補助金のほか、次のページになりますけれども、上から4行目、長与町工場等設置奨励金は、町内産業の振興と雇用の拡大を図ることを目的とした奨励金で、町内大型商業施設に対するものでございます。4つ下の長与町事業継続支援金とその3つ下の長与町事業継続支援金（県費分）は、新型コロナウイルス感染症に伴う経済対策として、行動自粛等により影響を受けた飲食店や、前年の売り上げと比較し一定の売り上げ減少があった事業所等へ支援を行ったものでございます。その前の年に次ぐ第3弾から第5弾まで3回にわたって、延べ636件の申請がっております。最後の長与町サテライトオフィス開設支援事業補助金は、コロナ禍において働き方が見直される中、テレワークの推進を図ることなどを目的に、民間事業者のサテライトオフィス開設への取り組みを支援しております。事業者の所有敷地内にある施設の改修によって、サテライトオフィスやコワーキングスペースなどが整備されております。これについても別添資料を本日お配りしてございまして、そちらの方を御参照ください。サテライトオフィス等の開設支援事業の交付対象事業費が6,535万円。内訳は、ハード事業、ソフト事業を以下にお示しをしております。そのうち町の補助額が2分の1、その財源内訳としましては、国のテレワーク交付金が1,633万7,500円。それと同じく国のコロナ臨時交付金が本事業の実施に当たって、国から特別に措置されました補助裏対象分が1,400万円。それに通常分の臨時交付金100万円を加えて、1,500万円を充当しております。施設の利用状況は、コワーキングスペースについては本年7月にオープンをしております。一月に延べ39人の方が利用されております。サテライトオフィスについてはこれまで入居が1社、相談件数というのが7月の一月に2社あるようござ

ざいます。事項別明細に戻りまして、140、141ページ、2目観光費でございます。長与川まつりは令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大に伴い中止となりましたので、決算としましては経常経費及び各団体協議会への負担金のみとなっております。次に190、191ページをお開きください。11款1項1目農業用施設等災害復旧費14節工事請負費は、一昨年の豪雨災害に伴う国の補助事業繰越分が4件、昨年8月の豪雨等に伴う単独事業分6件の災害復旧工事を行っております。そのほか198ページになりますが、出資による権利です。上から長崎県漁業信用基金協会、長崎県農業信用基金協会、長崎県信用保証協会、長崎県林業公社と1つ飛ばして長崎県漁港漁場協会、それから6つ下の長崎県産業振興財団、2つ下の長崎県農林水産業担い手育成基金、長崎南部森林組合、一番下の長崎県園芸振興基金協会の9件が産業振興課所管分で、令和3年度中の増減はございませんでした。それから次の199ページの一番上ですね。債権でございますが、長崎県林業公社貸付金は令和3年度に18万5,000円増額をいたしまして、総額1,695万3,000円となっております。最後に基金の状況でございます。200ページを御覧ください。最後、14番の森林環境譲与税基金は歳出で御説明をしたとおり、令和3年度の基金への積み立てを行った結果、年度末残高が869万円となっております。このほか主要な施策の成果に関する報告書について、34から43ページにわたり、主な事業を掲載しておりますので併せて御参照ください。産業振興課に関しては以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

それではこれから質疑を行います。ページを追っていきたいと思いますので、御協力をお願いします。歳入の18、19ページ2款3項1目森林環境譲与税のところですね。進めていきます。24、25ページ、12款2項1目。戻っても構いません、ページを進めます。30、31ページ、14款2項1目ですね。ページを進めます。34、35ページ、15款1項3目農林水産業費県負担金ですね。戻っても構いません、ページを進めます。36、37ページ、15款2項4目から5目。38、39ページ、15款3項3目鳥獣捕獲、その下4目と5目ですね。取りあえずページを進めます。戻っても構いません。40、41ページ、16款1項2目利子及び配当金のところですね。それではページを進めます。次は46、47ページ、20款3項1目、20款5項1目雑入のところですね。これは次のページにわたって説明がありました。

○委員長（河野龍二委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

おはようございます。雑入の3行目のふれあい農園使用料についてお尋ねをしたいと思っております。説明の中で272区画分の使用料ということで、間違っていたら申し訳ない、訂正をお願いしたいんですが。毎年私はここを聞いているんですけども、今のふれあい農園としての総区画数、それと例年人気のある所は引き続いてずっと使用されているとい

うふうに伺ったんですけども、まずそこを教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○産業振興課長（荒木隆君）

ふれあい農園の貸し出しについては、272件です。全体が301件ございます。委員御指摘のとおり、人気のある所は貸付率が100%という所もちろんございますが、低くても86%と、割と利用いただいているという状況でございます。

○委員長（河野龍二委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

60歳で定年を迎える方が、以前はこういう農園を借りて作物を作ってみようという方が多かったのかなと思いつつも、今はもう60歳で定年というか再雇用とか、そういうことでどうかしたら70歳ぐらいまでお仕事をされながら、現役世代とはまた違うので少し時間がある方もおられるのかなと思うんですが、その一方で、コロナ禍でこういう農園とか自分で作物を作ったり、そういう楽しみを持ってらっしゃる方も一定多いのではないかと考えております。昨年聞いたときに、このあとにも関わってくることだと思うんですけども、有害鳥獣の被害があつて、相談を受けたらワイヤーメッシュとかの相談も受けるようにしているというようなことを聞いたような気がするんですけども、あくまでも個人が借りているという形になるとは思いつつも、ふれあい農園という形ですのでそういったことは何かされているのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○産業振興課長（荒木隆君）

ふれあい農園については、個人の農地をお借りしているような状況でございます。農地についてはワイヤーメッシュの設置の補助も行っておりますし、そういう相談があった場合は、そういう形で町としても対応をしているという状況です。

○委員長（河野龍二委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

このふれあい農園でございますけども、現在は、ふれあい農園の区画場所としては増えている状況なのか。それともこの数年来ずっと維持をされているものなのかお尋ねしたいんですが、お願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

藤野主査。

○主査（藤野亮君）

農園の数といたしましては6つの農園がありまして、ここの数字は近年変わっていない

いところでございますが、その中の1つの丸田農園というものがございまして、この農園内の区画数という意味では、令和元年から2年にかけて4から5区画ほど増えたという、農園内の区画増は起きている状況でございます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。それではページを進めます。49ページまで進めていましたよね。歳入は以上ですね。戻っても構いませんので歳出の方にも進めていきます。併せて歳出の方では、主要な施策の成果に関する報告書もありますので、関連するところがあれば主要な施策の成果に関する報告書からの質問も受け付けたいと思います。それでは歳出の59ページ、一番上段の長与シーサイドマルシェ補助金。その前がありましたね、56、57ページの一部ですね。旅費の一部、需用費の一部、それと58、59ページの上段。ページを進めます。74、75ページ、ここはふるさと納税関係の支出でした。質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

ふるさと納税関連でお伺いしたいんですが、まず、いただいた資料も併せて拝見しますと、ふるさと納税の(2)の金額ですよ。これが大体令和2年度と比べて28%ぐらい増加していて、経費の内訳のうちの委託料とかサイトごとの件数、この辺は大体これと比例して25%前後増加していると思うんですが、返礼品の金額自体に関しては43%ぐらい増加になっていると思いますが、この辺はどう理解すればよろしいですか。

○委員長（河野龍二委員）

島係長。

○係長（島典明君）

ふるさと納税の返礼品の割合の伸びが高いという理由なんです。分析したところ、主に12月にふるさと納税の寄付が一番多い月になるんですが、そこで令和2年ぐらいから定期便の方を拡充させていただいておりまして、令和2年12月分で定期便がどのくらいあるか確認したところ、金額に占める定期便が4割近くという形になっております。12月に御寄付をいただいた場合、1月から3月に発送できる分はその年度内という形になるんですが、4月以降になった場合が令和3年度分の返礼品、事業費という形で計上させていただいておりますので、寄付の伸びと返礼品の伸びが一致していないという現状になっております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

分かりました。確認なんですけれども、ふるさと納税の返礼品が寄付額の3割ぐらいということで、総務省ですかね、通達のようなものがあると思うんですが。大体本町の返礼品の寄付額に対する割合はどのぐらいかというのと、例えば平均は出ると思うんですけ

ど、特別3割を超えるような高いものとかは存在することはないのでしょうか。一番高いもので何割ぐらいのものがあるとかは、もしお分かりになればお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

島係長。

○係長（島典明君）

本町においては、各商品が全て3割以下になるようにしておりますので、一番高いものでも3割という形になっております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。では戻っても構いませんのでページだけ進めさせていただきます。今75ページですから次が128ページ。

西田委員。

○委員（西田健委員）

高齢者就業機会確保事業費補助金ということで、シルバー人材センター関係の補助金というふうに言われたんですけども、主要な施策の成果に関する報告書の中の34ページに記載されているんですけども、この中で公共事業契約、民間事業契約、派遣事業契約と、こういう契約がたくさんあるんだなと思ったんですけども、公共事業、民間事業、派遣事業の仕事内容というのが、詳細ではなくていいので、どういうものを依頼しているのかお聞きしたいです。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○産業振興課長（荒木隆君）

公共、民間に限らず分類を申し上げますけれども、一番多いのが剪定であったり、農業です。それから施設の管理、福祉、家事サービス、設備点検、製造加工、筆耕、受付ですね。それからもっと大きいのがありました。草刈り、除草、清掃、屋外作業、主にこういった業務の内容となっております。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

報告書の中で、公共事業契約全体で195件、そのうち本町が97件と。長与町以外の公共事業というのは、どういう契約をされているのか分かればお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○産業振興課長（荒木隆君）

このシルバー人材センターが長与町と時津町で構成をしておりますので、公共事業については、長与町と時津町に係るものというふうに御理解いただければと思います。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

最後ですけども、若干時津町の方が多いかと思っっているんですけど、この全体の公共事業契約で195件中長与町が97件と。公共事業契約の中で時津が多い理由をお願いしたい。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○産業振興課長（荒木隆君）

今御指摘いただいたのが件数での比較だと思いますけれども、どういった作業なのかという細々したのはちょっと分からないんですが、金額を御覧いただくと全体1億4,800万円のうち、1億2,200万円が長与町でございますので、むしろ本町の方が高齢者の活躍の機会を作り出すということで、積極的に活用しているところでございます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

同じところですね。シルバー人材事業のことなんですが、まず決算が令和2年度と比較して52万円ぐらい増加していて、これは3年度の補正予算（第1号）で51万8,000円が、本町の退職者がセンターの事務局長に就任するに当たっての増額分を本町が全額負担して、時津町と按分にならなかったという理由での補正で、それがちょっとおかしいんじゃないかということで指摘もいたしましたが、最終的にこの分の増額。つまりもう、本町が全額負担して時津町の方から出ていない、その分と考えてよろしいんですか。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○産業振興課長（荒木隆君）

ここに増減で出ている額全てではないかもしれませんが、長与町だけが負担するという部分がこの中の大きい割合を占めるというふうに考えております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

令和4年度は、センター事務局長がどちらの町の退職者ではなく、センター内の人事で済んだというふうに聞いているんですが、まずそれは事実ですか。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○産業振興課長（荒木隆君）

御指摘のとおりでございます。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうすると今後、令和4年度だけではなくて、令和3年度のような按分にならない。不透明というか曖昧というか、そういう支出にならないためにも、今後もセンター事務局長の人材のあっせんや推薦に当たるようなことは行うべきではないと思うんですが、その辺りはまずどう考えておられるか。この指摘をした際に時津町とも協議をしたいというようなことを当時聞いているんですが、そういった話もされているのか。その辺りを伺います。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○産業振興課長（荒木隆君）

シルバー人材センターと長与・時津で継続して協議を行ってまいった結果、令和4年度は御指摘のと通りの形で進めることとなっています。今後についても協定書は毎年協議をして見直すのか、継続していくのかということで協議をしていくものになっておりまして、その中で「センター事務局長の推薦についてセンターより求めがあった場合は、2町の町長で協議して推薦するものとする」というふうな規定に現在改めておりますので、このとおりの運用を進めてまいりたいと考えております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

では関連して質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（八木亮三委員）

質疑はありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

関連して、先ほどの八木委員が言われたセンター長の件ですけれども、私もお聞きしたときに、そういう状態ではやっぱり時津町からも一定の負担を求めるべきではないかということで、そういう協議をしてほしいというふうに言って、「協議をしたい」というふうな結果だったのでそれを期待していたんですけれども、応分の負担を求めるということの協議をされたのか、その結果がどうだったのか。まずお伺いしたいと思います。

○委員（八木亮三委員）

荒木課長。

○産業振興課長（荒木隆君）

両町の協議は継続して行ってまいりました。結論としては、本町のみ負担ということになりました。その協議の中で、まずは緊急性があつて推薦紹介できないかというシルバー人材センターの求めに応じて、長与町の再任用職員でという形での任用になったとい

うことです。それが本町の基準に合わせる形での給与形態でもあったということから、長与町のみが負担をするという結果になったものでございます。

○委員（八木亮三委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

公益社団法人ということで、時津町、長与町でこうした事業を営むということでは、やはり前回の補正のときの方法はよろしくないかなというふうに思いますので、それはもう終わったことなんで今さら指摘するところもないですけども。別の件でお伺いしたいと思うんですけど、会員数の数字が出ております。この会員との契約方法、いわゆる個々に会員になるということで、決算に直接関係はしないんですけども、今後の運営の形で今いろいろ言われているインボイスの関係で、それぞれがいわゆる事業主形態での契約になっているということで、そうするとインボイスの対象になり得るんじゃないかというふうなことが報道でもされているんですけども。契約状況としては、全国的なそういう事例と同じような形というふうに考えていいものなのか、ここを分かれば教えていただきたいと思います。

○委員（八木亮三委員）

荒木課長。

○産業振興課長（荒木隆君）

シルバー人材センターの会員は、御指摘のとおりインボイスの対象になろうかと思えます。これについては、シルバー人材センター自体は厚生労働省の所管でございますので、厚生労働省の方からその研究であったりとか市町自治体の対応、こういったものが出ていそうで、今シルバー人材センターの方でも研究をされているところとお聞きしております。

○委員（八木亮三委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

それはそのインボイスの対象とならないように研究しているというふうな形なんですか。そこまで今分かっていたら教えていただきたいと思います。

○委員（八木亮三委員）

荒木課長。

○産業振興課長（荒木隆君）

基本としてはインボイスの対象になるんだと思います。ただ国会の議論の中でも緩和といますか、除外といますか、そういったことができないかという御意見も出ておりますし、何らかの支援措置も含めたところでの研究とお聞きしております。

○委員（八木亮三委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。それではページを進めたいと思います。次に130、131ページ、6款1項2目。続きまして132、133ページ、134、135ページまで。一部の負担がありますけども、質疑はありませんでしょうか。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

132、133ページの委託料の中の有害鳥獣捕獲業務委託料と、またその次のページにも関連して有害鳥獣対策というところでお尋ねをしたいんですけども、主要な施策によりますと、昨年度の決算額より164万9,000円減額されているというところで、これがイノシシとかアナグマの捕獲数が主なものであるのか。それとも、私も勉強不足で申し訳ないんですが、この業務委託については、この捕獲数が幾らだからという形で積算をされているものなのか。年間を通しての委託ということですので、ほかの部分も含めての委託料なのではないかと思っておりますけども、まずその有害鳥獣の1年間の業務委託料の積算根拠を教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

有害鳥獣捕獲業務の委託契約の積算でございますが、こちらの方は年間を通した猟友会への委託となっております140万2,000円、これは定額となっております、捕獲数に関わらずですね。主要な施策の中で昨年度と比較しまして減少しているというお話でしたが、主な原因として考えられるのは捕獲数の減少でございます。昨年度と比較しますと、イノシシの頭数が令和2年度が160頭に対し令和3年度が122頭、アナグマなどの中型の有害鳥獣に関しましては、令和2年度が29頭に対して令和3年度が60頭となっております。また、町単独事業のワイヤーメッシュの設置に関しましても、令和2年度の総延長が5,343メートルに対しまして令和3年度が4,802メートルとなっております。ですので、捕獲頭数、ワイヤーメッシュの設置数共に、少し昨年度と比較しますと減少しているのが原因かと思われれます。

○委員長（河野龍二委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

今のところで分かりましたけれども、捕獲数やワイヤーメッシュの設置の分が少なくなっているというところで理解はいたしましたけれども、町内各地で農業を営まれるというほどまではないのかもしれないかもしれませんが、自分の土地で作物を作ったりとかいろんな方の声を聞きますと、実際この有害鳥獣、イノシシとかそういったものの被害に遭って、いろんな対策を打ちながらも遭っているという状況にはあまり変わらないような気がするんですね。実際この捕獲された頭数は少なくなっていると思うんですが、町内の現状

については、お分かりになれば教えていただきたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

藤野主査。

○主査（藤野亮君）

委員のおっしゃられますとおり、農業を営まれている方に関しましては様々な補助でありましたり、いろいろ施策として本課が所管している事業を御案内してという対策方法を取ることができるのですが、ここ最近、数年前の議会の一般質問の中でもイノシシ関連の質問があって、その際の答弁の中にもあったんですけど、山林、畑、宅地という並びで、山林と宅地の間にある畑が農業者の高齢化などによって耕作放棄地になっている影響でその畑を飛び越えて、団地であったり皆様がお住まいの部分の生活環境被害という御要望を、ここ近年大変いただくようになっております。そうなりますと農業補助は使えないものですから、付近に箱罟を設置するという形で対応をさせていただいたところではあるんですけども、なかなかそれも追いつかない状況になってまいりましたので、近隣自治体の要綱等を参考に、9月号の広報には掲載させていただいているんですけども、一定の要件を満たした場合、先ほど委員がおっしゃったような農家ではないけどいろいろされている方々などの生活環境被害対策という形で、資材の貸与ということで要綱を定めて皆様に周知を図らせていただいているところでございます。現状のイノシシ鳥獣対策と併せまして、そういった新規事業も活用しながら皆様の御要望に応えていけるように努めてまいりたいと考えております。

○委員長（河野龍二委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

そういった対策も練られているということで、私も読みました。最近山とか自然な所に食べ物がないのかなと思うところがあって、例えば神社に稲わらで土俵を作っている所が全部掘り返されたりとか、畑ではないんですけど家の裏手に出てきたりとか、そういうことをすごくよく聞くようになりました。動物も食べ物がなくて下りてきているんだろうということは理解しますが、やっぱり子どもたちとかがイノシシに襲われたりとかあってはならないので、先ほどお聞きしました周知を。広報で周知をされたということは理解をいたしましたけれども、普通、常識的にイノシシがいても近づかないとか目を合わせないとか、猿とかもそうでしょうけども、そういったことを子どもたちにも分かるような形で。課は違いますが、大人が広報とかを読んで親が子どもに伝えるということも重要なと思うんですが、今のところは子どもが襲われたというのは町内に無いのかもしませんが、そういったことも含めて今後は検討していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○産業振興課長（荒木隆君）

委員御指摘の点が非常に重要なことだと思いますので、どういった形で発信していくかも含めて研究してまいりたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

同じところで伺いたいんですが、今、農家への害獣被害の分は何らか補助等があるというようなことだったと思うんですが、決算の数字に出るところじゃないかもしれないんですが、もしお分かりになれば本町でイノシシ等で、金額で幾らぐらいの被害が出ているとかってというのは、何らか数字がありますでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

農作物の被害金額でございますが、令和3年度は803万9,000円の農業被害額があっております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

ありがとうございます。今の金額は、どういう形で把握された数字なんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

年に2回ほど県から農業被害額の調査があっております。それを基に町内の農家にどれぐらいイノシシの食害があったかという調査をかけます。被害面積などから試算しましてこの金額を算出しております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

参考までにですが、先ほどおっしゃったそういう被害に対する補助は、どこから、どういう経緯で補助されるものか教えていただければと。

○委員長（河野龍二委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

まずワイヤーメッシュや電気柵の補助でございますが、こちらは農業者に対しまして2分の1の町単独の補助を行っております。また農家3戸以上で申請をすれば、国のワイ

ヤーメッシュ事業というのも申請できます。こちらはいろいろな要件がありますが、国100%の補助が可能となっております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

聞き方が悪かったかと思うんですが、被害に遭った分の補償というんですか、何かそういうものはあるのか、それはどういう形で農業者に出るのか。もしあればお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

イノシシ被害に関する補償は町では特に設けておりませんが、自然災害等によって農業被害があった場合は、各農家が加入している農業共済などから補償があります。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

詳しくないものでもう1点だけ。今おっしゃった、町からは出ないということですが自然災害だと出るということでしたら、その害獣の被害も出ると考えてよろしいんですか。

○委員長（河野龍二委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

害獣被害に関しては、農業共済の対象とはなっておりません。自然災害のみとなっております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

ということは害獣被害に対しては、農業者にはどこからも何らそういう補償みたいなものはないと考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

おっしゃるとおりです。したがって各農家、自分の農地の周りにワイヤーメッシュ等で自己防衛をしているような状況でございます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。ではページを進めていきます。次に136、137ページ、林業総務費ですね。次の138、139ページの水産振興費、商工振興費。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

先ほどの6款1項3目12節委託料の農道等管理委託料ですが、こちら2年だけ遡ったところ元年度で約161万円、令和2年度で90万円、今回が170万円ほど。年度で違う理由と、あとこの農道等管理委託料自体の内容を教えてくださいよろしいですか。

○委員長（河野龍二委員）

藤野主査。

○主査（藤野亮君）

まず年度によるばらつきでございますが、突出して経費が掛かっている年度があるとしたら、緊急的に自然災害、台風とか大雨によって、例えば管理しております農道に倒木が生じて、そちらの撤去等に費用を要したため経年で平均化されていない部分が出てきているのかと思います。経常費用として上げております農道管理委託料の内容といたしましては、農道の道路部分周辺の草刈り業務ですとか、ほかにも管理しております農業用ため池の堤体等の草刈り、あとは簡易的な泥上げ等の軽作業をシルバー人材センターと年間契約を行っております、都度発注し施工していただいている業務内容になっております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

139ページの水産多面的機能発揮対策負担金ということで、主要な施策に関する成果の報告書にも掲載されているんですが、去年全く同じようなことを聞いたんですが、耕耘とか客土機能保全のための生物移植とか、いろいろやられて実績が上がっているのかということをお聞きしたら、「そんなに上がっていない」というようなことを答えられて、「今後実績を上げるようなもので取り組んでいかれたらどうか」というようなことまで申し上げて確か終わっていたのかなという記憶があるんですけども。3年度でやられて4年度もまた上げられているんですかね、同じようなことを。当時は「検討します」、何かそれらしき回答だったと思うんですが、改めてこの効果は上がっているんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

水産多面的事業でございますが、おっしゃるように昨年度も質問をいただいたのは記憶しております。そのあと水産事業者及び漁業者と協議をいたしました。ここ数年のこの水産多面的事業のモニタリングの結果報告書などを基に情報共有をしまして、協議を重ねました。やり方を少し工夫していこうという話になりまして、今年度は浮遊物の除去、ごみですね、海に増えていますから。あとはウニの駆除も合わせて行うことで、藻場の再生に努めるように取り組みをしていこうという形になっております。海底耕耘とか客土に関しては、結果は大幅な改善というのは見えておりませんが、引き続き継続してや

っていこうということで漁業者が決断をしたものですから、そちらを尊重しまして継続しつつ、やり方を少し工夫して改善をしていこうという形になっております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

是非やり方を今言われたように工夫をされて、何かしら効果が上がるようなことでやっぱり取り組んでいかないと、大村湾にお金を撒いているような話ではどうもならないと思いますので。これは負担金という名目ですが、よその自治体も一緒にまとめてされているということなんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

水産多面的事業の負担金ですけども、長与町が負担している負担金138万2,333円の内訳ですけども、2つの団体に対して支出をしております、1つが長与浦再生活動組織。こちらは長与港を中心とする再生活動になっております。もう1つが大村湾地域漁業環境保全会。こちらは大村湾沿岸の市町で構成する協議会になっておりまして、広域的に海底耕耘などの活動を行っております。町が負担しているのはこの2団体ですけども、大村湾沿岸あるいは長崎港とか、県内各団体が同様の活動はしておりますので、長与町だけではなくていろんな市町でこういった再生活動をやっている状況でございます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

農林水産業費の方で134、135ページの6款1項3目18節の中から伺いたいんですが、まず青年就農給付金75万円は金額からいくと1件だと思うんですが、これは新しく就農された方への給付金ということでしょうか。もし差し支えなければ、どの地区で、ミカンとかお米とか何をされる方か、お答えできる範囲で伺えればと思います。

○委員長（河野龍二委員）

畑中課長補佐。

○課長補佐（畑中隆徳君）

まずお1人の方ということと、平成28年度より経営開始型の資金の分になります。この分が令和3年度については半期分75万円になりますけども、その方が平成28年度の10月よりスタートをしておりますので、令和3年度の9月をもって終了という5か年計画になります。また、その方につきましては岡郷で営まれておりまして、ミカン、モモを中心に栽培を行っている状況でございます。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうしますとこの方は、町からの給付が終わったあとも継続してミカン、モモ等の農家として続けられているということによろしいのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

畑中課長補佐。

○課長補佐（畑中隆徳君）

今回の経営開始型5か年計画で終了いたしましたけれども、町、県においては、この後5か年先を見据えたところで、経過であったり、実績であったりというのは、そういう計画で注視している状況でございます。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

分かりました。同じ項目の少し下のスマート農業推進事業補助金は、多分令和3年度からの新しい取り組みだと思うんですが、まず具体的にこのお金でどういう取り組みをなされたのかを伺います。

○委員長（河野龍二委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

スマート農業の補助金に関しましては、農業用ドローンの資格取得のための助成となっております。資格取得費が30万円ほど掛かりますので、2分の1の15万円を上限に補助をしております。昨年度は2名が資格取得されました。資格取得後は、御自身でドローンを持っている方に関しましては御自身の農地だけではなくて、地域の方の農地もドローンの防除を請け負うように推奨をしております。また、ドローンを持っていない方につきましては、JAが受託業務として水田のドローン防除の請負をしておりますので、長与町で散布をするときのメンバー補助員として参画をするように促しております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうすると、このスマート農業というものは、主にドローンを使ったものということなんでしょうか。スマート農業といういろんな形というか、方式があると思うんですが、産業振興課として今後の本町でのスマート農業の実効性とか展望というか、可能性について何かお考えがあれば伺いたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

まずこちらの補助金に関しましては、ドローンの防除を主な目的とした補助でございます。長与町の水田におけるドローンの防除は非常に進んできておりまして、長与町の水田の面積が大体34.78ヘクタールございますが、令和3年度はドローンの防除が14ヘクタール、約4割ですね。令和4年度に関しましては21.5ヘクタール、大体62%がもうドローンの防除に置き換わっております。やはり御自身で防除すると1時間かかるようなところが、ドローンにすると5分程度で終了しますし、御自身で農薬を買ってやるよりも安く済むということで、非常に普及が進んでおります。また長与町のスマート農業の展望でございますが、こういった町単独事業のスマート農業の補助と併せまして、令和3年度から行っております国のスマート農業実証事業。こちらは農協など、様々な企業や大学と一緒にコンソーシアムを作って実証事業を2か年でやっております。一応今年度が2年目の最終年度となりますが、主に長与町を舞台として柑橘におけるドローン防除の実験だとか、あるいは中村委員からも御質問があった農協の移動販売車ですとか、様々な実証事業の取り組みを行っておりますので、こういった事業を検証しながら少しでも長与町のスマート農業に繋げていけたらと考えております。

○委員長（河野龍二委員）

1時間以上の審査になっておりますので、ここで少し休憩したいと思います。ちょっと短いですが、10時55分まで休憩いたします。

（休憩 10時47分～10時52分）

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

審査を進めます。ただいま139ページまでのページ数を追っております。質疑がありましたらお願いします。ページを進めます。次は140、141ページです。

西田委員。

○委員（西田健委員）

139ページなんですけど、長与町新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金で、これ主要な施策の成果に関する報告書によって質問いたします。これが協力をいただいた町内の飲食店が対象ということで5期に分かれて各件数ありますけども、この件数は、例えばこの中に1店舗が1期でした方も、2期、3期、4期、5期共通してずっと申請すれば、協力していただければ全部対象になっているかをまずお聞きしたい。

○委員長（河野龍二委員）

島係長。

○係長（島典明君）

それぞれの期に対象期間がございますので、対象期間に御協力をいただいている事業者には、申請をいただけたら給付させていただくという形になっております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

141ページの長与町サテライトオフィス開設支援事業補助金の3,267万5,000円につきましては、所管事務調査で現地を見て感じたんですけど、非常にアクセスが悪いので、この事業者自体が採算ベースに乗るのかということを非常に心配しているんですよ。要は3年、5年スパンで実績報告ということなんでしょうけど、この資料を出していただいたソフト事業の、ビジネスマッチングセミナー・企画誘致活動経費ですね。これは具体的にどのような活動を。プロモーションは分かるんですけど、130万円ということまで載っていますけど、この辺の活動内容ですね。それとあと、コワーキングスペースですか、これが延べ39人と書いてあるけど、同じ人が何回か来たのかなということも推測できるんですね。それとサテライトオフィスの利用事業者が1社、相談件数2件と。これではとてもじゃないけど採算ベースに合わないと思うんですよ。この辺について内容が少し分かれば。これ事業者が当然企画してやることなんでしょうけれど、情報として入っていればお知らせをいただきたい。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○産業振興課長（荒木隆君）

まず資料にお示ししているのは令和3年度の実績ということで、その中のソフト事業ですね、ビジネスマッチングセミナー・企業誘致活動経費でございますけれども、コロナ禍においてなかなか行ったり、来たりというのが難しい中だったらしいんですけども、オンラインで入居を検討されているような企業4社と会議を開催したそうです。内容としては、どういったものがテレワーク施設として必要かとか、どういった支援があれば来ていただけるかなどを皆さんで話をされたというふうにお聞きをしております。それからコワーキングスペース、7月で39人の実績ですね。御指摘のとおりデザイナーなどがリピーターとして何度か利用をされている。あるいは長崎市、諫早市などからの利用もありますということをお聞きをしております。それからサテライトオフィスですね。利用事業者1社は、県外の企業の1社が入居されております。相談が2件で、県内と東京圏からとそれぞれ1件相談があっているようで、東京圏からは賃料が安いというふうに驚いていらっしやっただとか、そういった情報はいただいています。あと県内は、療育の場などとして利用できないかというふうな相談であったそうです。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。ページを進めたいと思います。次が190、191ページですね。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

工事請負費の災害復旧工事費で、先ほどの説明で6件の単独事業を行ったということ

を言われたかなと思うんですが、その6件の工事費をお聞かせ願います。

○委員長（河野龍二委員）

畑中課長補佐。

○課長補佐（畑中隆徳君）

全て8月豪雨による災害復旧費用ということで、農道等が3件、水路が2件、農園が1件の6件で金額232万3,200円でございます。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

豪雨があつて今言われたように施設の災害ということで、補助の対象にならないのかなと思つて質問をしているんですけども、補助で取れるような採択の基準に合わなかつたとか、そういうことなんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

畑中課長補佐。

○課長補佐（畑中隆徳君）

委員おっしゃるとおり、採択の条件に合わない小規模の災害工事でございます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。それでは次に198ページも説明を受けましたね。出資による権利が9件ですね。199ページが基金の説明でありました。一応ページ数は全て追いましたけども、全般的にまたページ戻つて質問構いませんので、質疑はありませんか。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

139ページの負担金の中の商工会組織支援事業補助金300万円。これは西そのぎ商工会に毎年負担金として補助されているものかと思うんですが、ずっと恐らく金額は変わらず300万円と思うんですね。コロナ禍とかで商工会が相談を受けたり、担う役割というのは大きいことは一定理解をしておりますけれども、この負担金を持つ意味というか、もちろん町内の商工業の発展ということでずっと補助をされていると思うんですけども、例えば新規の店舗とかの相談とか、そういったことも事業の中にあるのかもしれないんですけども、主に令和3年度で商工会が大きく貢献されたというか、事業の中で主なものが分かれば教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

島係長。

○係長（島典明君）

商工会ですね、今いろんな事業をされているんですが、最初に上がってくるのが経営改善普及事業という形で、巡回指導とか窓口指導とか創業指導とかを主にやられているという報告を受けております。あと、各種国の事業の補助金等の申請の補助、例えばものづ

くり生産性向上促進補助金とか事業再構築補助金、小規模事業持続化補助金などの申請の補助をされていて、採択も実際あってらっしゃるみたいですね。あと、中小企業等経営強化法認定という事業もされておりますし、生産性向上特別措置法認定の補助もされております。あと、国とか県のコロナ関連の給付金ですね。そこら辺の指導等もされているというふうに向っております。

○委員長（河野龍二委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

私どもにも商工会の方から通信をいただいておりますので、どういったことをされているというのはおおむね分かってはいるんですけども。この中でやっぱりコロナが一番大きいと思うんですけど、経営が悪化していろんな補助が受けられたとしても、実際なかなか経営が難しい経営者が非常に多いと思うんですが、令和3年度に至って商工会の組織のメンバーの増減が分かれば教えていただきたいんですけど。会員の組織だと思うんですけど、その経営者の方々ですね。分かれば教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

島係長。

○係長（島典明君）

令和3年末の会員数が1,011名、令和2年が1,024名になっておりますので、13名減にはなっております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑をしたいので委員長を交代します。

○委員（八木亮三委員）

質疑はありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

私も同じページの委託料で長与町事業継続支援金業務委託料があるんですが、割と端数までの委託料になっているので、事業継続支援給付金だけが今回この委託料というふうな形で上がっているものなのかですね。そのほか時短要請協力金みたいなものこの委託料の対象になっているのか。あとこの費用になる根拠がどういうふうに計算されてこれになるのかですね。そこをお伺いしたいと思います。

○委員（八木亮三委員）

島係長。

○係長（島典明君）

長与町事業継続支援金業務委託料に関しましては事業継続支援金のみ委託料になっておまして、時短要請協力金に関しましては町の方で受け付け等をやりましたので、そ

これに関して委託をしているということはございません。あと業務委託料なんですけど、これに関しては最終的に西そのぎ商工会に委託をさせていただいたんですが、他市町村を見ますと、民間業者に委託されている所等もございますので、そういう複数の業者から見積りを取らせていただきまして、それに併せて設計をさせていただいて西そのぎ商工会にお願いをさせていただいた。やはり民間業者はちょっと高かったという正直な理由がありまして、西そのぎ商工会に委託させていただいたという形になっております。

○委員（八木亮三委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

それは入札をしたわけではないですね、ほかの事業所と。見積りをしてもらって、商工会がこの金額で出してきたのでこの数字になったというふうな形で捉えていいのかですね。そうすると、この数字になる根拠がどういうものなのか、そこも分かれば教えていただきたいと思いますけど。

○委員（八木亮三委員）

荒木課長。

○産業振興課長（荒木隆君）

委託料の積算としては、実際にこんな細かい数字じゃなくて大まかな数字だったと思うんですけども、実績を見るとやはり人件費ですね。臨時職員を雇ったりとかそういうことがありますので、こういった細かい数字が決算として出てきているというふうに御理解いただければと思います。

○委員（八木亮三委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

もう少し精査して数字が出るのかなと思ったんですけども、なかなか出てこないようなんで違うところで質問をさせていただきます。141ページの以前から指摘させていただいています長与町工場等設置奨励金ですね。恐らく令和3年度が最後の奨励金のかなというふうに思いますが、この奨励金の中身ですね。固定資産税の相当分を奨励金として支給するというので、その固定資産の対象になっている土地と建物に賦課された固定資産税だと思うんですが、その内訳が分かりますか。建物がどれくらいで、土地がどれくらいで。ここで分かるんですか。分かれば教えていただきたいと思うんですけど。

○委員（八木亮三委員）

島係長。

○係長（島典明君）

土地の方が1,022万693円、家屋の方が751万3,760円、あと償却資産の方もございますので、228万4,147円です。

○委員（八木亮三委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

それでは質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

ちょっと細かいところなんですけど、林業費の中で、136、137ページの6款2項1目18節負担金、補助及び交付金の一番上の長崎県治山林道協会負担金というのがあるんですが、この治山林道協会というのが私調べたんですけど、あんまりインターネットとかは出てこなくて、どういうことをしている所なのかが分からなくて。令和2年度の決算では2,000円になっていて、元年度では47万円ほど、今回は35万5,000円とばらつきがあるのが気になりまして。治山林道協会というのがそもそもどういうもので、負担金というのは何に対しての負担金なのか。そのあと金額が前年度と違う理由というのを教えていただければと思います。

○委員長（河野龍二委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

治山林道協会がどういう組織かということですけども、大きな災害があったときに産業振興課所管で治山事業というのを実施しているところですけども、災害復旧工事ですね。そういった治山事業を推進するための協議会みたいなもので、県を中心とした各市町が所属している協会になります。金額が昨年度より大幅に増えている理由ですけども、負担金の計算方法といたしまして、当年度に事業が施工しております事業費に基づいて負担金が変わってきます。令和3年度は丸田谷皆前地区の復旧治山事業費が1億5,000万円ほどございますので、そちらの事業費を基に負担金が試算されて、昨年度大幅に上がっているところです。ですので、治山事業が有るか無いかというところで負担金が変わってくることとなります。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

それでは以上で産業振興課の質疑を終了いたします。

場内の時計で11時25分まで休憩いたします。

（休憩 11時14分～11時23分）

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じまして委員会を再開いたします。

引き続き議案第49号の件を議題といたします。ただいまより土木管理課所管についての質疑を進めたいと思います。提案理由の説明を求めます。

山崎課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

皆様おはようございます。それでは令和3年度一般会計決算のうち、土木管理課所管分につきまして御説明申し上げます。まず歳入からでございます。事項別明細書の24、25ページをお開き願います。13款1項5目土木使用料1節道路橋りょう使用料につきましては、全て土木管理課所管分でございます。これは電気、電話等の電柱や電線、ガス管などの道路等占用料でございます。続きまして26、27ページをお開き願います。同じく5目土木使用料2節都市計画使用料、収入済額の1,206万7,535円のうち、備考欄1段目の公園占用料、7段目の中尾城公園使用料、9段目の都市公園使用料、10段目の潮井崎交流館施設使用料の合計といたしまして、162万1,885円が土木管理課所管分でございます。公園占用料につきましては、道路等占用料と同じく公園内にございます電気、電話の電柱や電線等の占用料でございます。中尾城公園使用料でございますが、草スキーやモノレール等の使用料、都市公園使用料につきましては、都市公園において興行等を行ったことに伴う使用料、潮井崎交流館施設使用料はシャワー使用料でございます。次に3節住宅使用料から6節滞納繰越分までが土木管理課所管分でございます。3節住宅使用料は収入済額5,035万5,010円でございます。東高田、西高田、岡岬の3か所の町営住宅の現年度分の使用料でございます。2段下の5節町営住宅駐車場使用料の収入済額357万4,680円につきましても、同様に3か所の町営住宅駐車場の現年度分の使用料でございます。4節、6節につきましては、住宅使用料、駐車場使用料それぞれの滞納繰越分でございます。続きまして、28、29ページをお開き願います。ページ中段の13款2項3目土木手数料1節住宅手数料でございますが、土木管理課所管分でございます。3年度の収入はございませんでした。続きまして同じく28、29ページの下段から30、31ページ上段まで続きます。14款1項3目災害復旧費国庫負担金1節公共土木施設災害復旧費負担金は、全て土木管理課所管分でございます。こちら丘の上公園の災害復旧ほか3件の負担金となっております。次に32、33ページをお開き願います。14款2項4目土木費国庫補助金1節道路橋りょう費補助金は全て土木管理課所管分でございます。主なものといたしましては、町道長与中央線舗装修繕工事の補助金でございます。次に2節都市計画費補助金、収入済額1億859万4,000円のうち、備考欄2段目の公園施設長寿命化対策支援事業費補助金が土木管理課所管分でございます。また収入未済額のうち600万円が土木管理課所管でございます。次年度へ繰り越しをしております。続きまして3節住宅費補助金は全て土木管理課所管分でございます。主なものといたしましては、備考欄2段目の公営住宅等ストック総合改善事業補助金でございます。東高田A棟の長寿命化改修工事並びに工事監理業務に対します補助金でございます。次に36、37ページをお開き願います。15款2項6目土木費県補助金1節住宅費補助金、2節河川費補助金は、全て土木管理課所管分でございます。2節河川費補助金の収入未済額2,415万円につきましては、次年度へ繰り越しをいたしております。次に38、39ページをお開き願います。15款3項6目土木費委託金1節土木費委託金から2節港湾費委託金につきましては、全て土木管理課所管分でございます。同じく

40、41ページ、中段の16款1項財産運用収入1目財産貸付収入1節土地貸付収入の収入済額862万1,103円のうち3万9,133円が土木管理課所管分でございます。同じく40、41ページの16款2項2目物品売払収入1節物品売払収入でございますが、土木管理課所管分でございます。次に42、43ページをお開き願います。17款1項4目土木費寄附金1節土木管理費寄附金は土木管理課所管分でございます。収入済額はございません。次に46、47ページをお開き願います。20款5項1目雑入1節雑入のうち、備考欄8段目の清涼飲料水自動販売機設置使用料386万9,678円のうち58万5,101円が土木管理課所管でございます。48、49ページをお開き願います。同じく備考欄の11段目、町営住宅光インターネット装置設置料2万9,277円、その下の12段目、境界立会他証明書等交付手数料1万2,900円のうち1万2,600円が土木管理課所管分でございます。次に50、51ページをお開き願います。21款1項1目土木債1節道路橋りょう事業債、3節都市計画事業債のうち備考欄3段目の公園施設長寿命化事業充当起債及び4節がけ崩れ対策事業債並びに4目災害復旧債1節公共土木施設災害復旧事業債が土木管理課所管分でございます。以上が歳入でございます。

続きまして歳出の部でございます。140、141ページをお開き願います。8款1項1目土木総務費から次ページの8款1項2目急傾斜地管理費までが全て土木管理課所管分でございます。1節報酬から4節共済費につきましては、部長を含め土木管理課職員総数10名分並びに会計年度任用職員1名の人件費でございます。次に8節旅費、10節需用費は経常的経費でございます。12節委託料につきましては、道路台帳管理システム改修業務委託ほか、各種点検委託を行っております。13節使用料及び賃借料につきましては、防犯設備借上料などで91万7,760円を支出しております。18節負担金、補助及び交付金につきましては、県事業の国道207号線道路改良事業に伴います地元負担金のほか、各種協会の負担金でございます。次に2目急傾斜地管理費12節委託料につきましては、調査業務を1件、伐採業務を2件行っております。その下の14節工事請負費につきましては、法面維持工事を3件行っております。続きまして144、145ページをお開き願います。8款2項2目道路維持費から146、147ページの8款4項1目港湾整備費までが全て土木管理課所管でございます。2目道路維持費10節需用費は経常的経費でございます。次に12節委託料でございますが、支出済額3,287万3,527円でございます。備考欄上段の町道管理委託料といたしまして、1,924万5,226円を支出しております、これは街路樹の剪定及び除草委託などを計69件行っております。町道維持補修委託料といたしましては、605万401円を支出しており、シルバー人材センターへの委託を含め7件の委託を行っております。測量設計委託料といたしましては、長与町路面性状調査及び維持管理計画策定業務委託を含みます3件の委託を行っております。13節使用料及び賃借料につきましては、工所用機械の借上料でございます。14節工事請負費の支出済額は1億5,492万8,475円でございます。主なものといたしましては、町道ニュータウン中央線舗装補修工事や定林橋側道橋下部工工事な

ど98件がございます。15節原材料費は、道路等維持補修に伴います経常的経費でございます。3目道路新設改良費の8節旅費、10節需用費は経常的経費でございます。また11節役務費、12節委託料、16節公有財産購入費につきましては支出はございません。14節工事請負費につきましては、町道東高田天満宮線の道路改良工事を行っております。次に4目橋りょう維持費12節委託料でございますが、田代橋ほか3橋詳細点検及び補修設計業務委託、ほか1件の道路橋点検業務を行っております。14節工事請負費につきましては、町道嬉里三彩橋補修工事を行っております。また繰越明許費といたしまして6,518万円を3月議会におきまして、国の追加補正予算に伴い計上させていただきましたが、内容といたしましては橋りょうの補修設計工事委託960万円、補修工事分2,340万円及び三彩橋下部工分3,218万円になります。続きまして3項河川費でございます。こちら土木管理課所管でございます。1目河川総務費8節旅費、10節需用費につきましては経常的経費でございます。次ページ146、147ページ上段の11節役務費につきましては支出はございません。12節委託料でございますが、岡郷の災害被災箇所土砂撤去測量設計委託や河川管理に関する委託を7件実施しております。13節使用料及び賃借料でございますが、工事用機械借り上げに関する経常的経費でございますが、こちら支出はございません。14節工事請負費でございますが、河川の維持に関します工事を8件実施しております。15節原材料費でございますが、河川補修材料代で支出はございません。18節負担金、補助及び交付金は経常的経費でございます。2目がけ崩れ対策費でございますが、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業といたしまして、嬉里19地区ののり面の測量設計委託及び工事を行っております。また繰越明許費といたしまして3,220万円計上させていただいておりますが、こちらにつきましても3月議会におきまして国の追加補正予算に伴い計上いたしました。こちら高田38地区の委託及び工事分になっております。続きまして4項港湾費でございます。港湾費につきましても全て土木管理課所管でございます。1目港湾整備費の主なものといたしましては、12節委託料の長与港港湾施設管理業務等委託料でございますが、長与浦をきれいにする会及び農船会へ管理を委託しております。8節旅費、10節需用費、11節役務費、18節負担金、補助及び交付金につきましては経常的経費でございます。続きまして150、151ページをお開き願います。8款5項5目公園緑地管理費でございます。8節旅費、10節需用費、11節役務費は経常的経費でございます。この中で10節需用費の支出済額1,081万4,284円のうち、主なものといたしましては消耗品の307万4,715円で、花いっぱい運動や花の苗配布事業における花の苗代でございます。12節委託料は、支出済額3,500万3,084円のうち主なものといたしまして、町内公園57公園62か所のトイレ清掃等を行う公園清掃管理委託料のほか、各公園及び中尾城公園、潮井崎交流館の公園施設管理委託料といたしまして、公共施設等管理公社及びシルバー人材センターなどに対して2,527万6,012円を支出いたしております。13節使用料及び賃借料でございますが、支出済額648万8,651円でございますが、主なものと

たしましては借地公園の賃借料でございます。152、153ページをお開き願います。

14節工事請負費でございますが、支出済額4,493万2,709円で、主なものとしたしましては氷取東公園遊具更新工事や吉無田公園複合遊具更新工事など、公園遊具の更新工事が8件、その他通常の維持工事や劣化が確認された遊具の修繕工事が41件ございます。また繰越明許費といたしまして1,500万円でございますが、こちらも3月議会におきまして国の追加補正予算に伴い計上させていただきました、公園施設長寿命化対策工事の工事分となります。次に15節原材料費でございますが経常的経費でございます。17節備品購入費でございますが、刈払機等の購入をいたしております。18節負担金、補助及び交付金でございますが、公園に関連した協会費及び負担金でございます。続きまして6項1目公営住宅管理費でございます。8節旅費、10節需用費、11節役務費までは経常的経費でございます。12節委託料は支出済額440万6,760円で、主なものは町営住宅植栽剪定委託料及び町営住宅調査設計委託料でございます。14節工事請負費でございますが、支出済額5,076万7,200円でございます。主なものとしたしましては、岡岬町営住宅A棟屋根改修工事や東高田町営住宅A棟長寿命化工事でございます。13節使用料及び賃借料、18節負担金、補助及び交付金は、経常的経費でございます。続きまして2目安全・安心住まいづくり支援事業費12節委託料は耐震診断で8万2,000円、18節負担金、補助及び交付金は、耐震改修計画の策定と耐震改修工事に対する補助金で194万円を支出しております。続きまして154、155ページをお開き願います。3目建築費18節負担金、補助及び交付金は、支出済額180万円でございます。住宅性能向上リフォーム支援補助金が10件で100万円、子育て応援住宅支援補助金が2件で80万円を交付いたしております。4目空き家対策費でございます。1節報酬、8節の費用弁償につきましては、空家等対策協議会に关します委員報酬及び費用弁償でございます。12節委託料でございますが、支出済額277万900円につきましては、空き家住宅等実態把握調査委託料でございます。続きまして190、191ページをお開き願います。11款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費1目道路等災害復旧費のうち、8節旅費、10節需用費、18節負担金、補助及び交付金は経常的経費でございます。12節委託料でございますが、支出済額196万1,300円につきましては、災害箇所の測量設計業務3件分でございます。14節工事請負費は支出済額1,201万2,036円でございますが、主なものとしたしましては準用河川山田川災害復旧工事、件数といたしましては12件でございます。次に2目都市計画施設災害復旧費14節工事請負費でございますが、支出済額285万7,800円でございますが、災害復旧工事1件でございます。以上が歳入及び歳出に係る説明でございます。なお、令和3年度長与町一般会計に係る主要な施策の成果に関する報告書でございますが、報告書43ページの中下段から45ページにつきましてが土木管理課所管でございます。御参照賜りたいと存じます。以上、令和3年度土木管理課所管分を御説明申し上げます。御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（河野龍二委員）

それでは、ただいまから休憩に入りたいと思います。休憩後に質疑をしていきたいと思っています。13時15分まで休憩いたします。

（休憩 11時45分～13時12分）

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

質疑に入ります前に先ほどの決算書の説明の中で、訂正したい旨の申し入れがっておりますので、発言を許可したいと思います。

山崎課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

それでは事項別明細書144、145ページの8款2項2目14節工事請負費の説明の中で主なものは町道ニュータウン中央線舗装補修工事というふうに申し上げておりますが、こちらにつきましては、町道長与中央線舗装補修工事ということで訂正をお願いしたく思っております。

○委員長（河野龍二委員）

はい。そのように訂正させていただきたいと思います。

それでは質疑に入りたいと思います。またページを追って進めていきたいと思います。まず歳入の方から24、25ページ一番下段、13款1項5目土木使用料です。それから次の26、27ページ上段の方、町営住宅使用料の滞納繰越分まで。町営住宅の使用料については別途資料がありますので、これに基づいての質疑も構いません。質疑はありますか。それではページを進めていきたいと思います。戻っても構いません。28、29ページ土木手数料ですね。ここは歳入なしということでした。次に30、31ページ上段の14款1項3目災害復旧費国庫負担金。戻っても構いません、ページを進めたいと思います。32、33ページ14款2項4目。質疑はありますか。それでは先に進めます。36、37ページ15款2項6目。戻っても構いません、ページを進めます。38、39ページ一番下段、15款3項6目と次の40、41ページの財産貸付収入の一部と、一番下段の16款2項2目物品売払収入が土木管理課所管になっております。質疑はありますか。戻っても構いません、ページを進めたいと思います。42、43ページ17款1項4目、ここは歳入なしでしたね。46、47ページ雑入です。続きまして48、49ページの上段からちょっと下りたところが土木管理課所管となっております。続きまして、50、51ページ21款1項1目、21款1項4目が土木管理課所管となっております。歳入のページは以上ですね。

歳入に戻っても構いませんけども、歳出のページを追っていきたいと思います。併せて主要な施策の成果に関する報告書からも該当するところがあれば質疑を受け付けたいと思いますのでご自由にどうぞ。140、141ページは8款1項1目から2目、142、143ページまで質疑はありますか。次の144、145ページも全て土木管理課です。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

道路維持費の工事請負費について個別の工事について伺いたいんですが、定林橋もこの維持費ですよ。定林橋の側道橋の件なんですがよろしいでしょうか。当時の課長も係長もいないということで、検査員も監督職員もいない中で質問するのがなかなかしにくいんですが、分かる範囲で結構ですので答えていただきたいと思います。まず定林橋の下部工を2つに分けて施工されているんですが、2年度の事業を3年度に繰り越して、3年度末までに完成に至らなかったということですよ、結果的には。まず疑問に思うのが、下部工を県道側と町道側と分けて発注した理由は、メリットか何かあったんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

下部工につきまして、上流側から見て右側と左側の発注を分けた理由につきましては、先に発注ができた部分につきましては設計が上がったもので、発注の準備ができたということで、令和2年2月に発注をされたという経緯があるようでございます。残りの分についてはまだ設計途中で、同じ時期に抱き合わせて発注ができなかった経緯があるのかなというところ。所管といたしましても、少しでも現場が動いているところをお見せしたいところもあって、発注については前倒しというか、少しでも早く発注をしたいというふうな思いの中で、A2橋台の方を先に発注したということでございます。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

少しでも早く発注をしたいという思いがあったということで分けたと。実際、町道側が令和3年2月22日に1回目の契約をされているんですよ。これ2年度の事業で、もう2年度があと一月ぐらいしかない段階で契約をしているんですよ。もう1つの県道側に至っては令和3年10月ですよ。2年度の予算を翌年に無契約で繰り越して、そして令和3年10月に1回目の契約をされているんですよ。だからこんなに遅くなるんだったら、もう予算要求とかなしないで、3年度に予算要求されたらどうだったのかなと、あとから見てから思うんですけども。何でそんなにバタバタと。しかも分けて発注するようなことをやられて、分けて発注したら当然2つ合わせれば1本で発注するよりお金も上がりますよね。発注がそこまで遅くなったというのは、何か理由があるんですか。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

確かに委員おっしゃるとおり抱き合わせて発注した方が経費率的にも有利なのは当然重々分かっております。あとの流れといたしましては、反対側の県道側の橋台の工事につ

きましては、令和3年7月に1回目の入札で残念なことに不落になっております。また1か月後の8月に2回目の入札でもまた不落ということで、11月に施工業者と随意契約ということで契約に至ったという経緯がございます。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

私がこの件で質問しているのは、令和3年度の期限内に完成することができなくて、令和4年度の維持予算を使って、2つ合わせて1,430万円ぐらい使われて施工をされているんですよ。これは補助事業ですから当然3年度までにした分は補助金をもらっているんですよ。4年度にした分はどうなるんですか、補助金は。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

今おっしゃられた4年度の残工事の分につきましては、国費の獲得は不可能でございます。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

そういう事実があって、私はそこで町が損害を被ったという認識でいるわけですよ。まともにやっていたら絶対補助金をもらえた話で。この補助率何%ですかね。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

この事業の補助率は55%です。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

計算しますと780万円ぐらいの補助金をもらい損ねたという話なんですよ、遅れたことで。町道側の工事については、令和3年2月22日に最初の契約をされて、私この工事がずっと気になっていて、通るたびに気がけて見ていたんですよ。その間、前任の担当課長にも5回ぐらい「工期は大丈夫ですか」というような声かけをずっとしていたんですよ。その度に「大丈夫ですよ」ということで言われていたものですからですね。半分信用しながら半分「ちょっと大丈夫かな」と思いながら聞いていたんですけど、結果全然大丈夫じゃなかったわけですよ。3年2月に契約をしたものが、実際業者が現場にかかったのが翌年の令和4年2月10日ぐらいだったと思うんですよ。もちろんその間に杭の発注とかされていたかもしれないんですが、現地にはほったらかしで1年間ぐらい置いて

いたということですよ。そこでお伺いしますけども、令和3年2月の契約に併せて工程表が出されていると思うんですよ。その工程表ではいつぐらいから現地の着工はなっていたんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

当初の工程表でございますが、当然2月から5月までは打合せ関係、それから出水期ですね、6月から10月までは河川の区域内では作業の制限が出てきます。その期間を利用して7月ぐらいから杭の製作を3か月、出水期が終わってから建て込みから建て込み躯体の製作というようなことで、2月末までには終わるような工程で当初は組まれておりました。ただその後1度工期変更していますので、その時点で機械の手配とか、そういうのもあったんだと思いますが、現場乗り込みのスケジュールが後ろにずれて、1月の中旬ぐらいから大きな作業は2月末までに終わると。そのあと補修とか復旧とかで3月末に終わるといふような工程でございます。工程表上はですね。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

当初の契約が2月25日までだったわけですよ。それと工程表で翌年の2月末までと。それなのに恐らく2月10日ぐらいにかかっているわけですよ。工程表でいけば2月10日ぐらいに終わらせる予定だったわけでしょう、今の説明を聞くと。それで小さいところですけども、実際その間、現地にもかかりもしない、そういう現場の中でどういうふうな指導をされていたかですね、町の方が。私が2月10日ぐらいにかかったというふうに認識しているだけであって、実際どのように町が認識されていたか。大体それぐらいだったと思われるのか。それとそこまでかからなかった間に、どういう指導をされてきたのかですね。監督を命じられた職員は、工程の管理とか契約の相手に必要な指示をしなければならないというのは監督職員の一般職務ということで、建設工事執行規則に書いてあるんですよ。だからその中でどういうふうな指示をされていたかですね。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

現場の乗り込みですね。確かに当初と変更で、3か月ほど後ろにずれるような工程にはなっているんですが、その理由の1つで、例えば信号機の移設であったりとかそういうふうな前さばきの処理が必要となって、そういった部分も含めて担当職員と業者のやりとりは、ずっとさせていただいております。その中で「実工期は大体どれぐらいで出来るのか」という話もしております、それが「実際かかり出せば2か月で終わります」というふうな話をいただいております。ただその辺、片方の業者だけの情報ではちょっと核心に

得られるところがなかったもので、反対側の県道側の業者の工程、御意見等も伺ったところで、同様に2か月あれば終わるといふうなことだったもので、そういったことで年度内には終わるといふ認識でいたといふことでございます。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

そういうのがあって間に合わなかったといふことを今言われているんですけど、結果、早期発注をして早期着工に努めていたら、絶対町がこういう損害を被るようなことはなかったと思ふんですよ。原因は何にあると思ふますか。何にあるかでいろいろ先の取り扱いが違ってくるんですよね。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

先ほど現場の実工期は2か月で完成まで行くといふうな業者と役場側の見解があったと申し上げましたが、実際、間に合わなかったのは皆様周知の事実だと思っております。それがどういった経緯でスケジュールが後ろにずれてしまったかにつきましては、橋台の杭を建て込むに当たって、当初想定していた支持地盤の高さが、こちらが想定している所と現地に懸け離れがありまして、町道側の支持地盤自体は想定より高い位置にありました。それで1本目、2本目までは順調に建て込みが済みまして、3本目につきましては、建て込みを進めていく中で予定の地盤から支持地盤までいくだろうといふところの手前の1メートル上ぐらいで、これ恐らくなんですけど、既設の定林橋の橋台の工事のときの床張りのラインがございまして、それが3分から5分ぐらいだろうと思ふます。そちらに当たって、杭が真っすぐに建たないで斜めに滑ってといふことで、そこで不測の時間が生じたといふ部分はあるかと思ふます。あと反対側につきましても逆でございまして、支持層が想定より1メートルぐらい低かったものですから、建て込む中で今度は杭の長さが足らなくなって。時期的に鋼材の手配もかなり厳しい時期といふのもあったんですけど、たまたまなんですけど、町道側の支持地盤が高い所に出てきたから当然杭が余るわけですよ。そちらを切断して溶接して利用させていただいたと。それが技術的に可能かどうかの検証をする時間もかけながら、結果は右岸も左岸も工事が年度内に終わらなかったといふようなことでございます。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

当然目に見えない所を掘って工事をするわけですから、どういふ事態が起こるか分からないわけですよ。一般的であればそういうのを考慮して早めに、早めに発注をするわけですよ。2年度の予算でありながら2年度の終わりぐらいに発注をして、そして、すぐ

にかかって何かあればそれも対応できたと思うんですよ、今言うようなことも。それも対応できないで、繰り越しの2年目のあと1か月かちょっと残すぐらいの時点で、掘ってみたらこうあったんですよって、もう博打みたいな話じゃないですか、取りかかり方が。それはやっぱりおかしいと私は思います。それで当然、目に見えて損害を被っているわけですよ、工期内にできなかったわけですよ。こういった場合に、事業者などに対して損害賠償とかは申し入れはできないんですか。財務規則に書いてあるんですが、相手方の履行遅滞があったときは、違約金を徴収しなければならないというのがあるわけですよ。天災事変等によりやむを得ないと認めるときは、この限りではないというのがあるんですが、こういったものを順守して取るというようなことはできないんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

責任の所在がどこにあるのかという部分はあろうかと思えます。実際この工事の契約のケースでいきますと、こちら側が示していた資料の正確性が欠いている部分はあるかと思えます。結果、委員がおっしゃるように早め、早めに現地にかかっておけば、それも柔軟に対応できたんだらうというのも心の底から思っているところでもあります。ですが、先ほども申しましたように、河川ですので現場で施工ができない時期と、そのほかの現場の工事に入るまでの前さばきの作業があつて、今の工期設定で動いてきたところもございませう。業者に何がしかの瑕疵があるかと言いますと、そこは今の私どもの材料でいいませうと責めるべき部分が見つからないところではあるということで、実際、工事契約も一度精算してしまっているところもあつて、委員がおっしゃるように何がしかの損害賠償の請求をするかというものについては、ちょっと難しいということでお答えさせていただきます。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

履行保証保険を掛けているでしょう。工事ができなかった場合に、損害を被った場合に、その保険から下りるというのを。保険会社も認めないんですか。現実的に1年ぐらいかからなかったわけですよ、現場に、工事に。そこをあなた方から見て、それを当たり前のように言いますが、最初の工程表からはずれているわけでしょう。まずその通りにする努力をしてもらわなきゃではないですか、受注した側は。長与川に着工できない期間が何かというの、それはいつからいつまでが着工できないんですか。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

6月の頭から10月の末までです。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

確かに水を落として工事をするもんだと思っていたから、その期間は着工できないんだというのは思っていたんですが、両方、全然水の中に入れることもなくて、それも着工できないわけですか。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

河川の降水のラインがあろうかと思えます。ハイウォーターレベル、そこより上は可能性としてはあろうかと思えます。それより下まで触る場合は、河川管理者の許可が下りないということで。現地につきましては橋台を造るに当たって、杭を打って、今の護岸構造物を一部いったん撤去して、基礎をして橋台自体の躯体を造りますと。護岸構造物を復旧するんですけど、躯体の下側のラインがハイウォーターレベルより下側にきていますので、そこについては、作業をするという部分については許可を得られないとお答えさせていただきます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

144、145ページの8款2項2目14節工事請負費で、先ほどの説明があったところなのかどうか私が勘違いしていたら申し訳ないんですが、町道等維持補修工事費というところで、主要な施策の成果に関する報告書の中の43ページには、これが同じ節の内容のものであれば、安心・安全な利用を行うため、緊急性の高い箇所から計画的に町道の維持・補修を行った。ということで、町道吉無田女ノ都線舗装補修工事。先ほどの説明の長与中央線はこの節じゃなかったですか。まずもって金額が大きいので、この主要な施策のところも含めて大きな工事として幾つぐらいされているのかお尋ねします。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

先ほど申し上げました長与中央線舗装補修工事でございますが、これは主要な施策に上げさせていただいている分につきましては起債事業でございまして、先ほど私が申し上げた分については補助事業でございまして、なので、そちらが額が大きいというのはあるんですが、その辺が主要な施策とちょっと懸け離れているというふうに御理解いただければと思います。

○委員長（河野龍二委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

金額がそこも含めて同じ節の部分ですよ。違うんでしょうか。町道等維持補修工事費の中で、長与中央線もあれば、例えばこの町道吉無田女ノ都線の分も含めているということではなくて、全く別という形なんですか。私がお尋ねしたかったのは、工事費の分で主なもの、町道維持の工事費ですから幾つか工事があったんだろうと推察するんですが、大きなもので幾つあったのかというところを教えてくださいたいです。

○委員長（河野龍二委員）

久原課長補佐。

○課長補佐（久原和彦君）

先ほど課長から説明があったとおり、主要の施策に上げさせていただいている分に関しては、いわゆる補助事業ではなくて町の単独事業に係る分として上げさせていただいています。ですので、先ほど申し上げた定林橋であったりとかは、この内数の中には含まれておりません。あと町単独の中には起債事業も入っているということですね。主なものとしましては、サニータウンの方にあります町道吉無田女ノ都線の舗装ということで、お答えをさせていただきます。

○委員長（河野龍二委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

単独事業とかいろいろあるというのは分かるんですけど、ということは、この町道等維持補修工事費の中には、長与中央線は含まれていないということでしょうか。主要な施策でここが載っているということも含めて、この1億5,492万8,475円の主なもの。主要な施策に私が特化して言ってしまったので質問の仕方が悪かったのかもしれないんですけども、ここはここで理解しましたので、こういう所を含めて幾つか主な町道等維持補修工事があったのではないかと思うので、そこを教えてくださいたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

先ほど訂正をさせていただいた前に、町道長与中央線舗装補修工事や定林橋側道橋下部工工事が主なものと、その他98件ございますというふうに答えさせていただいているんですが。大きなものと言いますと、やはり定林橋関係が3本、あとは長与中央線舗装補修も当然ですけど、町道吉無田女ノ都線舗装補修工事、あとは定林橋関係ですが信号機の移設工事とか、そういった部分もあろうかと思います。あとはそこまで大きな契約ではない、件数が全体で98件というふうに御理解いただければと思います。

○委員長（河野龍二委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

この大きな補修は、もちろん計画を立てて予算を取ってやっている認識は当然あるんですけども、町道の維持管理という観点でいきますと、全面的には舗装しなくてもいいけども傷んでいる箇所があって、工事費は私も専門ではないので分かりませんが、そこまで金額が大きいものじゃないものも含めて98件という認識です。大きなものは別として、前に浦川委員が質問されたことがあると思うんですけど、傷んでいる所を随時パトロール、県もパトロールといって車が走っているのを見かけることもあります。そういった職員とかいろんな方の情報とかを基に維持補修工事を行っているのでしょうか。やっぱり定期的に回られたり、長与町だけとは言えいろんな細かい所まで見て回るのはなかなか大変だと思うんですけども、そこはいかがでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

大きなものについては計画的に進めております。あとは通常の維持補修、損傷箇所を修繕したりなんなりとかという部分については、いろんな方々の情報提供であったりとか、また担当職員も現場に出る際そういった部分にアンテナを伸ばしてというようなことで、なるだけそういう情報を拾えるような形で業務を進めているところです。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

西田委員。

○委員（西田健委員）

8款4項1目の港湾費関係ですけれども、当初予算が222万円、あと減額補正をされておるんですけども、参考までに聞きたいんですけども、この222万円当初予算に対しての減額ということで、何か当初計画があったのかどうか。それと12節委託料の長与港港湾施設管理業務等委託料の業務内容についてお伺いしたいんですけど、以上2点お願いします。

○委員長（河野龍二委員）

伊藤係長。

○係長（伊藤央君）

1点目の減額補正している分については、昨年度の3月議会に計上させていただいたんですけども、県が白髭公園の照明灯工事を行うように予定をしております、この分の地元負担金を計上していたんですけども、結果としまして県の方が施工を行わないということになりましたので減額している形になります。もう1点の長与港港湾施設管理業務等委託料につきましては、長与浦をきれいにする会と農船会という2つの団体に港湾施設の管理を委託しております、港湾内の清掃活動であるとか見回りであるとか、こういったものをお願いしております。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

最初の1点目の方がちょっとよく聞き取れなかったんですけども、県の方が何らかの事業をする予定だったと、もう1回お願いします。

○委員長（河野龍二委員）

伊藤係長。

○係長（伊藤央君）

県の方が、白髭公園という総合運動公園のふれあい広場の隣にある公園になるんですけども、こちらの照明灯を交換するというので、県が事業化するというので町としても地元負担金の分を予算措置を行っていたんですけども、結果として工事が行われなかったことによって減額をしているということになります。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

県としては行わない理由が何か言われたんですか。

○委員長（河野龍二委員）

伊藤係長。

○係長（伊藤央君）

県の方でも財政的な話として予算が付かなかったということでお聞きをしております。

○委員長（河野龍二委員）

それでは今もう146、147ページの質疑がされていますので、ページを進めたいと思います。戻っても構いません、150、151ページですね。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

もう1件個別の工事で申し訳ないんですがお聞きします。公園の委託なのか工事なのかよく分からないんですけど、南陽台の北側入口の右側の斜面が、草、つる、かずら、こういったものが生い茂って、あんまりひどかったのをお願いに行こうと思って、剪定をですね。ちょうどそのタイミングでたまたま工事が始まったんですよ。草刈りをきれいにされて一定程度きれいになったんですよ。元々が余りにもかずらがひどかったもので、かずらは切っているんですけどそこに立っている木とかにそのまま上に乗ったままで、そしてあそこは直径3メートルぐらいの丸いツツジが十何箇所ぐらいあるんですよ、斜面に。そこにも乗っていたわけですよ。私それを見まして片付け忘れていたと思ったんですよ。当然切ったものは片付けると思っていたものですから。だから町の方に出向いて「あれは最後まで片付けをしてもらわないと。忘れていたみたい」と言いに来たわけですよ。そしたら、少ししてきれいになっていたわけですけど、よく見たらそのツツジが地際から

もう20センチぐらい枝を残して、葉っぱも何も無いようにのり面全部切ってあったんですよ。なんでこんな切らせ方をしたのかと思ってよくよく聞いたら、それはシルバー人材センターに委託して切らせたと言うわけですよ。本来であれば当初は違う業者がしていたんで、その業者の仕事ではなかったのかなと私は思って。なんでシルバーが出てきてわざわざ切ってしまったのかなというのがよく分からないんですけど、そのいきさつは分かりますか。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

御質問の箇所につきましては公園でございます。通常、公園の草刈りににつきましては、公園維持管理業務をシルバー人材センターに委託をしております。あそこにかかるに当たって、のり面で高低差があるということで、シルバー人材センターに「どうですか、お願いできませんか」という依頼をしたところ、高低差があつて足場があれなので「除草はできません」という回答をいただいております。そういった流れで除草については、ほかの関係の業者をお願いをせざるを得ないということで除草業務のみを業者に発注して、それが終わったあとで通常の公園維持管理業務のシルバー人材センターにツツジの剪定をお願いしたという経緯でございます。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

そう言われるんですけど、最初の業者がある程度は片づけたんですよ、きれいに。その上に乗っている分だけをそのままにして引き上げていたんですよ。高低差があるからとシルバー人材センターが断るならもうシルバー人材センターには頼まれないでしょうし。元々請け負った業者は、見積りか、入札かされたんですか。その中で、切ったものは片付けなくてよいという契約になっていたのかどうか。そこを教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

草刈りの業者との作業内容、見積りについては、あくまでも草刈りだけなので、ツツジについては触らないということでやりとりをさせていただいて、そこまでが業務範囲ということです。確かにおっしゃるとおり、ツツジの上にかずらが残っているのは確かに見た目上もよろしくなかったのかなと今私も思うんですが、そのときはそういうようなことで、こちらの方からお願いをしたというところでございます。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

そんな契約があるんですか、私は初めて聞きました。切るだけ切って引き揚げてくださ
いと、そういう頼み方をしていたということでしょう。そんなことありますか。私は初め
て聞きますけど。切ったものを片付けるまで業務でしてくださいということをお願いし
ませんかね。切るだけ切って引き揚げてくださというの、私はあんまり聞いたことな
いですけどね。そして随契でしたのか、入札でしたのか、最初の業者は。そこをお願いし
ます。金額と。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

こちらにつきましては随契でございます。契約金額は49万7,500円でございます。

○委員長（河野龍二委員）

伊藤係長。

○係長（伊藤央君）

除草作業の分について、下の草については回収をしていただいています。上に乗ってい
る部分については、私どももその後シルバー人材センターへ剪定をお願いしようと思
えておりましたので、そこまでは求めなかったという経緯がございます。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

シルバー人材センターにお願いをしたいきさは分かりましたけども、できるなら除
草と片付けまで一緒に。もう今からはそんなことはしないんですかね。そういうまた違
った契約をされたら、私どもも目にかげとかないといけないものですから。それはいいん
ですけど、ものすごく切っていますよね、葉っぱが全然無いように。あれは再生するの
かどうの見込み、もし再生しなかった場合、あとはどうするつもりか教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

伊藤係長。

○係長（伊藤央君）

基本的にシルバー人材センターの方に、枯れないように剪定をするようにというこ
とで私の方から指示をしております、基本的に枯れることはないというふうに認識を
しております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

まず除草の目的は景観の維持とか景観が余りにひどいとか、そういう所を現状維持
するというような考え方でやっておられると思うんですよ。ツツジは草でも何でも
ないし、きちんと一固まりにきれいにあったわけですよ。そこをあえて、現状の景
観よりも相当

見た目が悪くなるような切り方をしているものですから。これも町の損害だと思っ
ますよ、もし新芽が出てこないとかないと。あそこはかなりきれいだったんですよ、ツツ
ジが咲く頃には。町の方もずっと管理をされて、南陽台団地が出来て30年以上になりま
すので、30年ぐらいはきちんと花は咲いていたんですよ。ここ2、3年、完全に斜面が
ジャングルみたいになって本当ひどい状況だったもので。一応あそこは公園になってい
るものですから。元に戻らなかった場合にはこのくらい掛かるという試算はされてない
ですか。恐らくこれもう、私は写真を撮っていますが、新しい芽は、今行かれても多分
またジャングル化していますので、根本の方に切った株があるだけで、恐らくまた切らな
いとあなた方も分からないと思いますけれども、あれは相当なお金が掛かると思っ
ますよ、ああいう切り方をすれば。シルバー人材センターも植木の剪定講習会とかもよくや
られているんですよ。だからあの方たちも素人でない方たちが刈るわけですからね。町が
指示をしたのか、シルバー人材センターが「ええくそ」と切ったのか、そこら辺がよく分
からないで質問しているんですけどね。シルバー人材センターがある程度、芽も後々出て
こないような切り方をしていたら、何らかの請求とかできるんじゃないのかなと思っ
たんですけども、そこもできないわけですか。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

こちらの指示で動いていただいている部分もあろうかと思っ
ます。もし枯れたりなん
なりというのが出てきた場合、どうすべきかというようなこと
でございまして、そこ
については適正に対応を考えていきたいなというふうに、今
ここではそこまでの結論とい
うのはちょっと申し上げることはできません。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

景観維持の観点でいろいろやられているなら、景観維持はしてもらわないとですよ。
それで総合計画の中に1人10平米の公園の整備を目指すと書いているわけですよ。あ
あいう所がどんどん増えてくればどんどん減っていく話じゃないですか、1人10平米
なんて。実際、地目は公園で残っているかもしれんけども、それならそのように管理はき
ちんとしてもらうべきじゃないのかなと。あなた方は何もしないでも今長与の人口は減
っていつていますから、黙っていても10平米には近づいていつていますよ。その
上にあんなに荒らされたら、もう本当に公園という所はどんどん減るわけですね。是非そ
こは忘れないように、放っておかないようにしてください。お願いします。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

貴重な御意見ありがとうございます。公園の管理につきましても、今後も今の委員からのような御指摘がないような形で適正に管理をしていきたいというふうに思います。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

歳入に戻って、40、41ページの16款1項1目土地貸付収入なんですけど、そんなに大きい数字でもなく細かいことですが、これが当初予算から補正予算があって、さらにそれ以上の収入済額という決算になっていますが、これは結構そういう流動的なものなんですか。これは、町の土地で図書館用地とかを駐車場に貸すとか、そういう収入ですよ。説明していただいてよろしいですか。内容についてです。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

土地貸付収入につきまして862万1,103円のうち、3万9,133円が土木管理課の所管分でございます。内容といたしましては、地目は公衆用道路ですけど道路法の適用外の土地、具体的に言うと町道中尾城線の沿線でございます。そちらについて普通財産としての使用許可を行ったものが2件ございます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。今152、153ページ。続きまして154、155ページまでいきたいとします。質疑はありませんか。戻っても構いません。説明の中で190、191ページも説明を受けました。公共土木施設災害復旧費ですね。全般的に構いません。質疑はありませんか。よろしいですかね。

それでは土木管理課の質疑を終了いたします。お疲れさまでした。

場内の時計で14時25分まで休憩いたします。

（休憩 14時14分～14時23分）

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じまして委員会を再開いたします。

引き続き、議案第49号の件を議題といたします。ただいまより都市計画課所管部分についての質疑を行いたいとします。本案について提案理由の説明を求めます。

前田課長。

○都市計画課長（前田将範君）

都市計画課です。よろしくお願いたします。それでは令和3年度一般会計決算のうち、都市計画課所管分につきまして御説明申し上げます。まず歳入でございます。事項別明細書の32、33ページをお開きください。14款2項4目2節都市計画費補助金でございます。収入済額1億859万4,000円のうち、備考欄の活力創出基盤整備総合交付金

9,264万4,000円が都市計画課所管分でございます。これは歳出の148、149ページ及び150、151ページの8款5項4目街路事業費に充当する国庫補助金でございます。また収入未済額の9,666万5,000円のうち、9,066万5,000円が、都市計画課所管分の令和4年度への繰り越しとなっております。続きまして40、41ページをお開きください。15款3項6目3節都市計画費委託金1,000円につきましては、都市計画法に基づく許認可事務に関する権限移譲等交付金でございます。同じく40、41ページの16款2項1目1節不動産売払収入でございますが、備考欄の普通財産売払収入2,349万5,336円のうち、2,343万852円が都市計画課所管分でございます。こちらにつきましては都市計画道路西高田線におきまして、移転対象者2名に対して、過年度西高田線街路事業で確保しておりました町有地、収用にかかった土地の残地になりますけれども、こちらを移転先の代替地として売り払いを行ったものでございます。続きまして46、47ページをお開きください。20款5項1目1節雑入でございますが、備考欄の上から13番目、都市計画地図売払収入4万9,100円と次の48、49ページの上から2番目、電柱等設置使用料3万8,472円のうち、3,106円が都市計画課所管分でございます。続きまして50、51ページをお開きください。21款1項1目3節都市計画事業債でございますが、備考欄上段の土地区画整理事業充当起債5億2,578万円につきましては、歳出148、149ページの8款5項2目土地区画整理費に充当する地方債でございます。また備考欄中段の街路事業充当起債8,670万円につきましては、歳出の148、149ページ及び150、151ページの8款5項4目街路事業費に充当する地方債でございます。以上が都市計画課所管の歳入でございます。

続きまして歳出でございます。124、125ページをお開きください。4款3項1目下水道処理費でございます。18節負担金、補助及び交付金336万1,000円につきましては、高田南土地区画整理地区内の長崎市下水道区域の工事に対する事業負担金でございます。続きまして142、143ページをお開きください。8款2項1目道路橋りょう総務費でございます。8節旅費から18節負担金、補助及び交付金まで、いずれも経常的経費でございます。続きまして146、147ページをお開きください。8款5項1目都市計画総務費でございます。1節報酬6万3,400円につきましては、都市計画審議会1回分の委員報酬でございます。令和4年1月31日月曜日に開催しております。次に2節給与、3節職員手当等から次の148、149ページの4節共済費につきましては、長崎県への派遣職員を含む11名の人件費でございます。続きまして7節報償費14万円につきましては、長与町都市計画マスタープラン策定協議会委員、2回分の報償費でございます。令和3年12月20日月曜日と令和4年3月24日木曜日に開催しております。続きまして8節旅費、10節需用費は経常的経費でございます。引き続き2目土地区画整理費でございます。16節公有財産購入費2億1,568万3,599円につきましては、西彼中央土地開発公社で先行取得しておりました高田南土地区画整理事業地の土地2筆の購入費でございます。18節負担金、補助及び交付金につきましては経常

的経費でございます。27節繰出金7億1,109万905円につきましては、土地区画整理特別会計の繰出金でございます。なお令和4年度への繰越明許費としましては、3億2,684万6,000円を計上しております。引き続き4目街路事業費でございます。8節旅費から150、151ページ、11節役務費までは経常的経費でございます。12節委託料でございますが、備考欄上段の測量設計委託料1,120万2,864円につきましては、都市計画道路西高田線街路事業に伴う測量業務など11件の業務を実施しております。また備考欄の下段、都市計画道路西高田線踏切拡幅事業関連工事委託料3,828円につきましては、JR高田踏切拡幅工事のうちJR軌道敷より外側の道路区域との擦り付けに係る工事を委託工事として485万4,000円分の整備を行う予定でしたが、現場の工程調整の都合により、令和3年度の委託工事分485万172円を令和4年度に振り替えをしております。そのため残りの事務費相当分3,828円分のみの精算となっております。なお令和4年度への繰越明許費としまして、3,400万円を計上しております。14節工事請負費6,587万200円につきましては、同じく都市計画道路西高田線に伴う工事21件を実施しております。なお令和4年度への繰越明許費として、1億304万6,000円を計上しております。16節公有財産購入費2,723万3,794円につきましても、同じく都市計画道路西高田線に伴う道路用地8筆の購入費となっております。なお令和4年度への繰越明許費として、2,000万円を計上しております。18節負担金、補助及び交付金でございますが、備考欄上段の都市計画街路事業促進協議会会費8,000円につきましては経常的経費でございます。また備考欄の下段、都市計画道路西高田線踏切拡幅事業負担金2,723万1,912円につきましては、JR高田踏切拡幅工事のうちJR軌道敷内の工事を負担金工事として実施しております。なお令和4年度への繰越明許費として、1,000万円を計上しております。21節補償、補填及び賠償金8,502万7,182円につきましては、都市計画道路西高田線に伴う補償17件となっております。なお令和4年度への繰越明許費としまして、2,200万円を計上しております。西高田線の令和3年度に実施しました主な施工箇所につきましては、後ほど図面にて御説明申し上げます。以上が都市計画課所管の歳出でございます。

なお主要な施策の成果に関する報告でございますが、46ページの長与町都市計画マスタープラン策定業務委託、47ページ高田南土地区画整理事業（特別会計繰出金）、48ページ西高田線街路事業、こちらの3点が都市計画課所管分でございます。併せて御参照賜りたいと存じます。以上、令和3年度一般会計決算の都市計画課所管分を御説明申し上げます。御審議のほどよろしく申し上げます。

それでは、都市計画道路西高田線の令和3年度に実施しました主な施工箇所につきまして、担当より御説明申し上げます。

○委員長（河野龍二委員）

吉村主査。

○主査（吉村尚倫君）

まず3年度の事業実績箇所の説明の前に、西高田線の事業の概要について御説明をさせていただきます。図面の上が北を表しておりまして、位置関係につきましては右上に長与町役場があります。そして中央付近に北陽台高校がありまして、こちらに高田駅がございます。そして左下の方に高田踏切がありまして、この緑のラインが県道長崎多良見線になっております。西高田線についてですが、長与町役場の長与中央橋を起点といたしまして、北陽台高校の下の道路を通過して高田踏切の先の県道長崎多良見線に接続するまでの約1.3キロの道路整備になっております。平成29年度に供用を開始した区間なんですけど、全体の約半分の640メートル区間については平成29年度に完成しまして、既に供用を開始しております。平成30年度からこちらの残りの現道の拡幅区間について、測量や建物の移転補償業務、用地交渉等を進めてまいりました。こちらの現道の拡幅区間につきましては、現在の道路幅が6.4メートルほどしかありませんので、整備後については車道が3メートル、路肩が50センチ、歩道が3.5メートル、全体が14メートルの道路が整備される予定としております。令和3年度に実施した箇所の説明なんですけど、まず工事については、終点側の県道長崎多良見線から約300メートル区間です。ちょうどけやき病院付近辺りの道路改良工事を実施しております。工事の内容としましては、道路下の地盤の改良、舗装、擁壁、側溝などの排水構造物工を行っております。高田踏切に関しましては、JR九州と令和3年、令和4年の施行に関する協定を締結いたしまして、JRの発注工事による踏切拡幅工事に着手しております。主な工事内容としましては、新しい踏切の設置であったり水路の新設工事、切替工事を行っております。そして委託用地補償につきましては、同じく終点側の測量であったり、用地取得の方を進めております。委託については、測量であったり、建物の移転に伴う補償金の算定業務を発注しております。全体で11件行っております。用地についても全てで8筆、買収面積としては460.93平米の用地買収を行っております。補償については、道路として買収が必要になった土地に建っている建物であったり、看板とか移転に伴う費用の補償を全部で17件実施しております。簡単ではございますけど、令和3年度に西高田線で実施した事業箇所の説明になります。

○委員長（河野龍二委員）

それではこれから質疑を行います。また歳入歳出ページを追って進めたいと思います。まずは歳入の32、33ページ、14款2項4目2節都市計画費補助金ですね。活力創出基盤整備総合交付金となっております。続きまして40、41ページ、15款3項6目と16款2項1目ですね。戻っても構いません、ページを先に進めます。46、47ページ、雑入のところですね。ここは49ページまで続けて、都市計画課は2か所ですね。47ページに1か所、49ページに1か所です。続きまして50、51ページ、土木債ですね。都市計画事業債が都市計画課となっております。質疑はありませんか。それでは歳出のページも進めます。戻っても構いません。124、125ページ、下水道処理費が都市計画

課となっております。次に142、143ページ、道路橋りょう費が都市計画課となっております。145ページの上段まで少しかかっておりますけど142、143ページが主なところですよ。質疑はありませんか。146、147ページ、都市計画費から148、149ページの土地区画整理費、150、151ページの街路事業費まで。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

149ページの8款5項2目16節公有財産購入費ですけども、公社からの買い戻しということで、これは実際どうなんですか。買い戻ししないといけないような土地がまだまだあるんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

前田課長。

○都市計画課長（前田将範君）

公社からの買い戻しの土地につきましては、都市計画課所管分につきましては今回の分で終了という形で考えております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

分かりました。ちょっとすっきりするような感じですよ。この分の2億1,500万円分の換地は、ちゃんと区域内に取れるような形でもらえるようにはなるんですよ。

○委員長（河野龍二委員）

前田課長。

○都市計画課長（前田将範君）

こちら公社の土地の仮設住宅用地なんですけども、こちらの換地につきましては現位置の換地という形で確保しております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

そうすると最終的に町有地か何かで。ほかに公社を通さずに買った町有地とかもあるのかなというふうな気がしているんですけども、全部まとめて町有地とかなんとかで処分をされるというような考えでおられるんですか。全部処分して町に入れるというような形で、そういうことでよろしいでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

前田課長。

○都市計画課長（前田将範君）

公社等で買い戻した土地以外の町有地につきましても、準備が出来次第お売りして、収入にする形で考えております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかにありませんか。ページは全部ですね。151ページまでいっていますので一般的に。主要な施策の成果に関する報告書でも構いません。質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

西高田線の踏切の所なんです、一応踏切の軌道敷内にコンクリートがはまって、あれが幅になるのかなと自分なりに考えておるんですが、全体の供用開始はまだまだなんだろうけど、踏切側を広げた形で通すというのは、大体いつ頃予定をされているのか。

○委員長（河野龍二委員）

前田課長。

○都市計画課長（前田将範君）

踏切前後の完全な供用開始につきましては、今年度中を予定しております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

あと1点だけ、今完成をしてきた出口の所ですね。これが旧道に交わる所なんです、どうしてもこっちから行ったときに、私どもこの道が昔からあったのを知っているものですから、どうしても出ようとしたときに、ツインキャッスルの下を通過して来た道が優先かなという感じがするんですよ。どうも今までの御説明を聞いておりましたら、これが1本幹線になって、こっちが枝線みたいな形になるんだということは聞いているんですよ。ところが今走ってみますと、どうしても下の方が優先されるのかなというように感じます。広い上から来たときにどうしてもいったん停止をして、止まって行くので別に事故はしないんでしょうけど、そこら辺の仕分けといいますか、何か考えておられるんですか。完全にここが出来てからされるのかですね。そこら辺を教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

前田課長。

○都市計画課長（前田将範君）

ツインキャッスル付近の三差路交差点につきましては、委員おっしゃるとおり現在でも交通量的に、今の西高田線のラインの方が多くございまして、この西高田線がメインのラインになるということはございまして、それで切り替えの時期等についてなんですけども、こちら北陽台高校からツインキャッスルまでの区間の事業所用地の用地取得等が終わらないと、メインルートの切り替えができない、物理的に道路の拡幅をして縦断を変えないと整備できないという現状がありますので、まずもって事業所用地関係の用地が確保できてから切り替えになるかと思っております。時期としましては、事業所用地の取得後になりますので、はっきりとは申せませんが、2年後とか3年後とかを目標に切り替えを考えております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今どっちから行っても一時停止とか何もないんですよね。だから知らない者同士が行ったら事故の可能性あるんじゃないかなと思って。狭い下の方に仮設でもいったん停止ぐらいの対応が、完成するまでの間でも結構なんですけど、何か対応できないかなと思っているんですが。

○委員長（河野龍二委員）

前田課長。

○都市計画課長（前田将範君）

現在、西高田線の本線から下りてきたときに、いったん停止のラインと止まれの標識を掲げております。警察からの指示でそういう形でさせていただいています。また道路が切り替わった際は、今度は逆にツインキャッスルから合流する道路の方を、いったん停止なり停止指導線なりを設置して明確化を図りたいと思っております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかにありませんか。質疑はありませんか。では質疑をしたいので委員長を交代します。

○委員（八木亮三委員）

質疑はありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

それでは西高田線のところでお伺いします。まずは令和3年度末で掛かった総事業費が、西高田線でどれくらいになるのかですね。それと区画整理の中でよくいう進捗率からするとどういう進捗率なのか。区画整理の方ではよく事業費ベースというのが出ますけれども、事業費ベースと工事の進捗率は同じ形なのかを伺いたいと思います。

○委員（八木亮三委員）

前田課長。

○都市計画課長（前田将範君）

まず西高田線の事業で今まで掛かった費用についてなんですけども、約35億4,800万円を執行しておりまして、事業費ベースでの執行率としましては、令和4年3月末決算ベースで考えますと83%の進捗になっております。続きまして各進捗率、道路延長ベースであったり、用地取得、建物移転等の進捗につきましては、まず道路延長ベースにつきましては48%という形になっております。というのが、先ほど担当が御説明しました図面の中で、長与町役場前からツインキャッスル裏の部分については、もう完成している状況で、現在、現道拡幅区間について整備を行っているところでございますが、まだ完全な完成形に至っておりませんので、令和3年度末のベースでいきますと、進捗は伸びておらず48%のままとなっております。こちらは、令和4年度については完成形の部分が

てきますので、幾らかの数字の上昇は見込まれます。続きまして用地取得率につきましては75%となっております。あと建物移転補償率につきましては91%となっております。

○委員（八木亮三委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

完成が令和8年でしたよね。そうすると、事業計画として令和8年までの進捗状況というのは一定出ているものなのかですね。出ていれば少し教えていただきたい。一番分かりやすいのは道路だと思うので道路の完成状況が、令和8年までの事業計画がどういうふうになっているのかを教えていただきたいと思います。

○委員（八木亮三委員）

前田課長。

○都市計画課長（前田将範君）

西高田線の道路整備の進捗の見込みといたしますか計画なんですけども、令和4年度につきましては先ほど浦川委員からお話がありました所で、踏切の前後の部分の整備しか出来ておりませんので、完全に出来ていないのでその部分がちょっと上がってくるところにはなります。そのあと令和5年度に先ほど担当がお示ししました、けやき医院付近までは完成形に持っていけるとしております。そのあと北陽台高校からツインキャッスルまでの区間の用地交渉をその間に進めまして、令和6年、7年、8年、この3年間で100%まで持っていきたいと考えております。

○委員（八木亮三委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

西高田線については分かりました。あと149ページなんですけども、決算書を見ていて、今こういう質問をして申し訳ないんですけども、土地区画整理費の中で繰り越しは一定事業の残で分かるんですけども、不用額が出ている660万円。事業がずっと繰り越されて進むという中で、本来ならばこの不用額も繰り越しの額に入って次の事業費に充てられるというふうに思うんですが、不用額が出ているというのはどういうふうに考えればいいのか教えていただきたいと思います。

○委員（八木亮三委員）

久保主任。

○主任（久保竜太君）

支出先であります長崎県でも、県事業委託料の精査を出納閉鎖期間中に行います。一般会計から繰り出す分の単独事業費分の精算に伴う不用額が出るということで御理解いただきたいと思います。

○委員（八木亮三委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

ちょっとよく理解できない。ずっとこの間、繰り越し、繰り越しで、当初予算から繰り越して次年度の事業費に繰り越していきますというふうになされていく中で、令和3年度の事業がここまででしたと。もうちょっと詳しく、分かりやすく説明していただけますか。今のがベストの答えなのかですね。ちょっとよく分からないので、もう一度説明してもらっていいですか。

○委員（八木亮三委員）

久保主任。

○主任（久保竜太君）

県事業委託料の中には、補助事業費と単独事業費という分です内訳がございまして、補助事業費については一括施工に充てられる金額として計上しております。単独事業費の中では、一括施工以外の工事であったり測量委託であったり、土地区画整理事業特別会計の決算でも御説明した、その他の中の事務費相当分とかがございます。令和4年3月の最終の補正予算で、取りあえず内示率等の精査で予算をきれいにさせていただくんですけども、その後、県の方で先ほど申し上げた出納閉鎖期間中に事務費の精査であったりというのがありますので、その分が不用額として出てしまいます。事務費は当然繰り越しをしませんので、令和3年度に掛かった分での事務費としてしかお支払いをしません。そこが一番メインの不用額の金額が出る理由となります。

○委員（八木亮三委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。質疑はありませんか。大丈夫ですかね。ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。それでは都市計画課所管についての質疑を終了いたします。お疲れさまでした。

本日の委員会はこれで閉会いたします。

明日もまた9時半から委員会を再開いたします。今日はお疲れさまでした。

（閉会 15時06分）